

第3次和歌山市 教育振興基本計画



令和6年3月
和歌山市
(和歌山市教育委員会)

目次

第1章	計画の策定	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象範囲	2
5	関係部局、関係機関及び学校・家庭・地域との連携	3
6	計画の進行管理及び見直し	3
第2章	和歌山市の教育をめぐる現状	
1	社会の変化と教育課題	4
2	和歌山市立学校（園）の園児児童生徒数等の推移	7
3	第2次和歌山市教育振興基本計画の主な達成状況	9
第3章	和歌山市がめざす教育	
1	基本理念	18
2	めざす人間像	18
3	基本方針	19
第4章	今後5年間の具体的な取組	
	計画の体系	20
	基本方針Ⅰ 社会を生き抜く子供たちの学力の育成	21
	基本方針Ⅱ 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成	41
	基本方針Ⅲ 安全・安心な教育環境の整備	50
	基本方針Ⅳ 家庭や地域における教育力の向上	55
	基本方針Ⅴ 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と 生涯学習の推進	59

第1章 計画の策定

1-1 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）12月22日に教育基本法の全部が改正され、国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について計画を定めることとされました。これに伴い、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第1期、第2期、第3期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進め、令和5年度（2023年度）より第4期教育振興計画を進めています。また、地方公共団体において、同法の規定により国が定めた計画を参酌し、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされたことに伴い、和歌山県は、和歌山県教育振興基本計画を第1期、第2期、第3期と策定し、令和5年（2023年）4月に第4期和歌山県教育振興基本計画を策定しました。

本市においては、教育基本法の理念に基づき、国や和歌山県の教育振興基本計画を参酌し、和歌山市長期総合計画との整合を図りながら、教育の振興のための施策に関する基本計画として平成31年（2019年）3月に策定した第2次和歌山市教育振興基本計画の計画期間が令和5年度（2023年度）をもって終了することから、新たに令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とする「第3次和歌山市教育振興基本計画」を策定したものです。

1-2 計画の位置付け

和歌山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、和歌山市長期総合計画の教育に関する部門計画に相当するものと位置付け、今後5年間の本市がめざす教育の実現に向け、基本方針や目標、具体的施策を定めるものです。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」については、令和5年（2023年）8月21日に開催した和歌山市総合教育会議において、本計画をもって『和歌山市教育大綱』とすることが決定しています。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

1-3

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

年度	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31(R1) 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	
和歌山市	第4次長期総合計画（基本構想） 後期基本計画（H26～H29年度）			第5次長期総合計画 （基本構想2017～2026年度） （基本計画2017～2026年度） （実施計画3年間毎年度点検及び見直し）											
	和歌山市教育振興基本計画 （H27～H30年度）				第2次和歌山市教育振興基本計画 （2019～2023年度）				第3次和歌山市教育振興基本計画 （2024～2028年度）						
	学校教育指針（毎年度策定）				学校教育指針（毎年度策定）				学校教育指針（毎年度策定）						
国	第2期教育振興基本計画 （H25～H29年度）			第3期教育振興基本計画 （2018～2022年度）				第4期教育振興基本計画 （2023～2027年度）							
県	第2期和歌山県教育振興基本計画 （H26～H30年度）			第3期和歌山県教育振興基本計画 （2018～2022年度）				第4期和歌山県教育振興基本計画 （2023～2027年度）							

1-4

計画の対象範囲

本計画は、原則として、和歌山市教育委員会所管の施策や事業を対象としています。ただし、第1次計画策定時に教育委員会で所管していた教育政策のうち市長事務部局へ移管した文化・スポーツの振興や博物館、教育施設の新営・大規模改築に関することも、第2次計画と同様に引き続き対象としています。

1-5

関係部局、関係機関及び学校・家庭・地域との連携

本計画を推進するために、教育委員会のみならず、関係部局と連携しながら、和歌山市全体として横断的、総合的に取り組んでいきます。さらに、和歌山県や大学、民間団体等とも連携・協力し、社会全体として共育できるよう推進します。

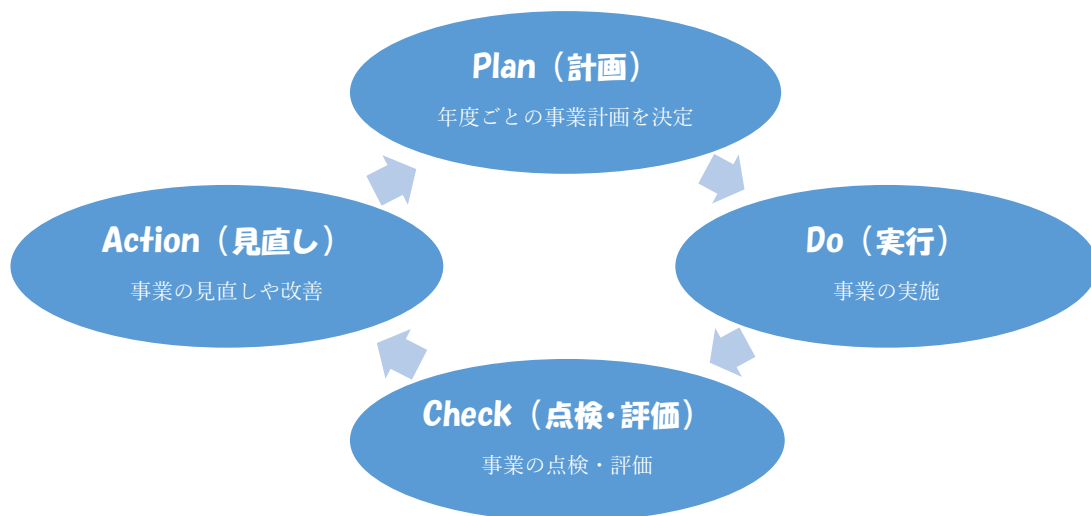
また、学校や家庭、地域の参画も必要となります。より円滑な事業実施のために、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいきます。

1-6

計画の進行管理及び見直し

計画を着実に推進し、目標を確実に実現させるために、それぞれの事業の実施に当たっては、市民の意見やニーズを把握するとともに、事業の進捗状況やその成果について把握し、年度ごとに点検・評価を行い、翌年度以降の事業の展開に反映させます。

また、制度の改正や教育を取り巻く社会情勢の変化などが生じた場合には、迅速・柔軟に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて適宜、見直しを行います。



第2章 和歌山市の教育をめぐる現状

2-1

社会の変化と教育課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と地域社会の変容

日本の総人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人(当該年度10月1日時点)をピークに減少傾向に転じており、本市においても、昭和57年(1982年)の402,906人(当該年度12月31日時点)をピークに人口が減少するとともに、少子高齢化が進行しています。また、核家族などの家庭形態の変容、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変化し、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが懸念されています。さらに、人生100年時代を迎え、生涯の様々なライフステージに必要な能力を着実に身に付け、発揮することができる社会をつくることが課題となっています。

こうした中、人と人とのつながりや地域住民の支えあい大切さが改めて認識されるとともに、どのライフステージにおいても主体的に学び、学びの成果を社会に生かすことができるよう、必要とする全ての人に支援が行き渡ることにより、子供たちを含め全ての人が幸せを感じ、希望を持てるような「ウェルビーイング(Well-Being)」を実現することが求められています。

こういったことから、教育委員会や関係部局などの行政主体による教育の推進だけではなく、学校、家庭、地域、NPO、企業その他の教育に携わる全ての人や団体がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指して社会全体で教育を推進していくことが重要となっています。

(2) 大規模災害への対策

平成23年(2011年)3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災や、同年9月の台風12号による紀伊半島大水害など、近年において、大規模な災害により甚大な被害が発生しました。

また、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とした大規模地震(以下、「南海トラフ地震」という。)が、約90年~150年の間隔で発生しています。前回の南海トラフ地震が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっており、発生すれば、和歌山市内でも大きな被害を受ける可能性があります。

こうした中、子供たちが災害時に適切な行動がとれるよう、災害に関する知識を身に付けるとともに、判断力を高めることが求められています。そのためにも、防災教育の推進や、地域と連携した防災訓練の実施などによる地域全体の防災力の強化を図ることが重要です。

(3) デジタル化の進展

パソコンやタブレット、スマートフォン等の普及などといった情報通信技術（ICT）の発達に伴い、社会のデジタル化が進展し、日常生活の利便性は飛躍的に向上されました。しかし、その一方で、子供たちがSNS等を利用することで生じる個人情報の流出やネットワーク犯罪などの社会問題も発生しており、ICTの発達に伴う弊害への対応策も課題となっています。また、人工知能（AI）やビッグデータ、IoT（Internet of Things）といった技術革新が急速に進み、超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあり、さらに社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速していくことが予想されます。今後社会において、子供たちには、教育DXを進めた上で、デジタルも活用しての問題解決能力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されております。

高度なデジタル社会を生きていくためには、情報を取捨選択できる能力や情報モラル・情報セキュリティを身に付けることを含めて、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、超スマート社会を見据えた資質・能力の向上を図ることが重要です。

(4) グローバル化の進展

情報通信分野や交通分野での技術革新やグローバル化が急速に進展し、経済活動だけではなく様々な分野において、人や情報、文化等は国や地域を越えて交流が活発になっています。また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」という理念の下、全ての国が取り組むべき目標を示した、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。グローバル化の進展やSDGsを通じた持続可能な社会の実現に向けて、一人一人が持続可能な社会の担い手として、国際的な広い視野を持ち、郷土の文化・歴史の素晴らしさを認識して発信できる力、異文化を理解するとともにこれを尊重し、異なる文化をもった人々と共に生きていく資質の育成を図ることが重要です。

そのためには、特に国際共通言語である英語による実践的なコミュニケーション能力の向上の必要性が高まっております。なお、子供たちには、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で自身が感じた課題の解決に主体的に生かしていく必要があるため、今後より一層の英語教育及び国際理解教育の推進や、持続可能な社会の担い手としても必要な課題発見・課題解決力の育成を重点的に行っていくことが重要です。

(5) こども基本法の成立とこども家庭庁の設置

令和5年（2023年）4月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」が施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子供等の意見の反映などについて定められています。

また、子供・子育て政策の抜本強化に向け、同日に施行された「こども家庭庁設置法」に基づき、「こども家庭庁」が設置されました。今後は、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子供の意見を聴くとともに、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくことが重要となっています。

（１） 市立幼稚園の園児数等の推移

市立幼稚園は、園児数が昭和51年度の3,246人をピークに減少しており、令和5年度（2023年度）は3歳児92人、4歳児126人、5歳児148人の総数366人となっています。

昭和51年度（1976年度）の数字と比べると、園数は5園、学級数は61学級、園児数は2,880人減少しています。

なお、令和2年（2020年）4月に、本町幼稚園が本町こども園へ、芦原幼稚園が芦原こども園へ移行しています。

		S51年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
園数（園）		16	13	11	11	11	11
学級数（学級）		89	38	32	31	30	28
園児数	総数（人）	3,246	711	511	462	387	366
	3歳児（人）	0	200	118	127	107	92
	4歳児（人）	1,555	245	188	138	137	126
	5歳児（人）	1,691	266	205	197	143	148

各年5月1日基準「学校基本調査」

（２） 市立小学校の児童数等の推移

市立小学校は、児童数が昭和55年度（1980年度）の41,047人をピークに年々減少しており、令和5年度（2023年度）は総数16,037人となっています。

昭和55年度（1980年度）の数字と比べると、学校数は2校減少しており、学級数は397学級、児童数は25,010人減少しています。

しかし、一部の地域では大規模化している学校も存在し、将来における児童数の確保が課題となっています。

		S55年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校数（校）		53	52	52	52	52	51
学級数（学級）		1,137	718	723	720	731	740
児童数（人）		41,047	16,686	16,504	16,276	16,239	16,037

※休校中の学校を含む

各年5月1日基準「学校基本調査」

(3) 市立中学校の生徒数等の推移

市立中学校は、生徒数が昭和61年度（1986年度）の19,664人をピークに減少しており、令和5年度（2023年度）は総数6,943人となっています。

昭和61年度（1986年度）の数字と比べると、学校数は2校の減少に止まっていますが、学級数は233学級、生徒数は12,721人減少しています。

	S61年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校数（校）	20	18	18	18	18	18
学級数（学級）	516	257	264	279	281	283
生徒数（人）	19,664	6,869	6,882	7,115	7,083	6,943

各年5月1日基準「学校基本調査」

(4) 市立義務教育学校の生徒数等の推移

和歌山市立伏虎義務教育学校が、平成29年（2017年）4月に本町小学校、雄湊小学校、城北小学校と伏虎中学校が合併し、学級数26学級、生徒数674人で開校しています。

平成29年度（2017年度）開校時の数字と比べると、学級数は2学級、生徒数は75人増加しています。

なお、本計画において、「小学校」は義務教育学校前期課程を、「中学校」は義務教育学校後期課程を含みます。

	H29年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校数（校）	1	1	1	1	1	1
学級数（学級）	26	30	31	31	31	28
生徒数（人）	674	703	743	746	760	749

各年5月1日基準「学校基本調査」

(5) 市立高等学校の生徒数等の推移

市立高等学校は、全日制・定時制合わせ、生徒数が平成元年度（1989年度）の1,374人、学級数が35学級をピークとし、令和5年度（2023年度）は生徒数が764人、学級数が26学級となっています。

中学校の生徒数の減少に伴い、募集定員を削減し、平成元年度の数字と比べると、学級数は9学級、生徒数は610人減少しています。

	H元年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校数（校）	1	1	1	1	1	1
学級数（学級）	35	28	28	26	27	26
生徒数（人）	1,374	798	786	773	772	764

※全日制・定時制合計数

各年5月1日基準「学校基本調査」

第2次和歌山市教育振興基本計画では、5つの基本方針の下で、基本目標を定め、本市の取組を推進してきました。ここでは、第2次和歌山市教育振興基本計画での主な達成状況を、5つの基本方針ごとに概括的にまとめています。

基本方針Ⅰ 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

基本目標1 確かな学力を育む教育の推進

1-1 教育課程の充実と学力の向上

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、効果的な指導の実践事例に係る情報提供を通じ、周知徹底を図っています。また、小学校では市作成の問題集を配布し基礎・基本の定着を進め、中学校では全校で学び合いの授業づくり事業を進めるとともに、ICTを活用した学習システムを中学校で導入しています。このように小学校、中学校ともに授業改善や家庭学習の見直しを行い、学力向上の手立てを行っており、基礎的な学力が付いてきているものの、思考力、判断力及び表現力の育成については、全国学力・学習状況調査の結果から、依然、多くの学校で課題が見られます。特に課題のある学校について、学力向上のための手立てを行っていくなどの対策が必要です。

小中一貫教育については、平成29年（2017年）4月から開校した施設一体型小中一貫校である伏虎義務教育学校の定期的な研究報告会を開催しています。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、校外向けの報告会を開催できない年もありましたが、研究報告会において、現状把握や課題検討を行いながら、義務教育における小・中学校9年間を見通した教育課程の検証を進めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
全国学力・学習状況調査 平均正答率の全国比	【小学校】 国語A ±0 国語B +1 算数A -1 算数B ±0 (2018) 【中学校】 国語A -4 国語B -6 数学A -4 数学B -7 (2018)	小学校については、各教科の全国比を+にする。 中学校については、各教科の全国比を3ポイント以上縮められるようにする。	【小学校】 国語 -2 算数 ±0 【中学校】 国語 -5 数学 -4
小中一貫教育研究報告会の開催回数	4回	5回	2回

1-2 信頼と期待に応える学校づくりの推進

通常の学級において、学習障害等の障害のある子供を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適正な指導・支援を可能にするため、特別支援教育支援員、特別支援教育支援補助員を配置しています。また、特別支援教育支援員、特別支援教育支援補助員が各学校でより高いスキルを発揮できるよう、特別支援教育専門員を派遣して指導しています。

また、安全パトロールや登下校指導など、事故を無くすための取組を継続的に行っています。しかし、登下校より放課後や休日での交通事故件数が増加したため、より一層の交通安全教室等の充実を図る必要があります。そして、防災面では、全ての小・中学校で、防災訓練・防災教育を実施しています。また、地域や他の学校園との連携した防災訓練を実施することで、児童生徒が自助の意識と共助の意識を共に高めるよう努めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
特別支援教育支援員の配置率	58%	70%	65%
交通事故件数	【小学校】 35件 【中学校】 29件	0件	【小学校】 35件 【中学校】 21件
防災訓練の実施回数	182回	200回	206回
地域や他の学校園と連携した防災訓練の実施校数	29校	40校	44校

1-3 学校の組織力と教職員の指導力向上

教員の資質・能力の向上を図るため、専門的な職能と実践力の向上に関する教員研修を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を設けての研修実施の年もありましたが、教員ニーズに対応する研修講座の実施の成果もあり、特に小・中学校の道徳や小学校外国語活動等、新教育課程に対応するための研修意欲の向上がみられます。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
専門研修受講者数	1,074人	1,100人	904人

基本目標2 国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進

2-1 国際化・情報化に対応した教育の推進

中学生の英語力向上のために、各中学校にライティングに関する練習問題の配布を行っています。

教職員のICT活用能力、児童生徒の情報活用能力の向上に向けて、集合研修や学校訪問研修を実施しています。ICT活用の日常化を更に進めるため、具体的な活用事例を考えるワークショップ型研修を積極的に進めています。しかし、研修を受けた教員の学校内

における研修内容の伝達や学校内の研修機会が少なく、教員のICTを活用する能力が伸び悩んでいるため、優れた実践事例集を収集して周知に努めるとともに、さらなる積極的な学校訪問研修を実施していく必要があります。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
中学3年生の英語検定3級取得率	28.0%	40.0%	40.9%
「教員のICT活用指導力調査」(文部科学省実施)において「授業中のICT活用」に『できる』『ややできる』と答える教員の割合	75.5%	85.0%	75.4%

2-2 高等教育機関との連携強化

大学等と連携し教職員の資質向上のための研修を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣要望が減少した年があったものの、和歌山市立の学校(園)に、和歌山大学等の学生を教育ボランティアとして派遣し、学習指導や部活動の補助等の支援活動を行っています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
教育ボランティア延べ派遣回数	1,747回	3,500回	743回

基本方針Ⅱ 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

基本目標3 豊かな心を育む教育の推進

3-1 道徳教育の充実

道徳の教科化に伴い、各学校で年間教育計画の見直しや教材研究を進めるよう、国や県からの資料を学校に配布し研修等を通じて伝達を行いました。考え議論する道徳教育の実現に向けて授業改善を進めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
「学校のきまり(規則)を守っている」と答える児童生徒の割合	【小学校】87% 【中学校】92% (2018)	100%	【小学校】90% 【中学校】94% (2019)

3-2 郷土を愛するふるさと教育の推進

郷土学習を推進するため、地域の方が外部講師として授業を行うなどの取組を継続的に実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により職場体験が実施できない年もあったものの、各学校において計画的にキャリア教育を進めたことで、児童生徒が具体的に夢や目標を持つようになっていきます。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
地域の方が外部講師として授業を行った学校の割合	【小学校】 70.6% 【中学校】 50.0% (2018)	【小学校】 80.0% 【中学校】 60.0%	【小学校】 94.1% 【中学校】 66.6%
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合	【小学校】 85.5% 【中学校】 66.7% (2018)	【小学校】 90.0% 【中学校】 70.0%	【小学校】 79.3% 【中学校】 66.3%

3-3 文化芸術教育の充実

各学校で文化芸術に関する学習や体験活動を実施しています。

基本目標4 健やかな体を育む教育の推進

4-1 学校体育の充実

体力テストにおいて、全学年完全実施とし、学校訪問を行い、測定方法等の指導を行っています。また、コロナ禍において、運動する子としない子の二極化や、運動機会の減少等による体力の低下が見受けられますが、パワーアップチャレンジ手帳を使うことで、児童生徒一人一人が目標を持ち真剣に取り組めるようになっていきます。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
全国体力テスト平均体力合計点	【小学校】	【小学校】	【小学校】
	男子 55.01	男子 55.05	男子 52.41
	女子 56.16	女子 56.38	女子 54.09
	【中学校】	【中学校】	【中学校】
	男子 41.93	男子 42.53	男子 41.25
	女子 48.62	女子 49.41	女子 45.79

4-2 健康教育の充実

歯科保健調査、歯科健康診断を実施し、歯垢染出錠やフッ化物口薬を希望校に配布し、歯と口の健康づくりに関する指導に活用しています。また、関係機関等と連携して「よい歯の児童」、「よい歯の学校」表彰や歯と口の健康週間行事等を実施し、歯科保健の普及啓発を行っています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
むし歯のない12歳児の割合	72.7%	80.0%	73.7%

4-3 食育の推進

小学校給食における和歌山市内産農産物の提供率向上について、月1回「地産地消の日」を設けていることに加え、普段の給食でも可能な限り地元産の食材を取り入れています。

しかし、近年、給食食材の物価高騰等により、給食食材を柔軟に選定できずに和歌山市内産食材を目標値まで提供できていません。対策として、市で給食費の一部を補助したり、生産者や販売者等と連携を行ったりすることで、和歌山市内産食材の給食での提供を進めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
小学校給食における和歌山市内産の農産物品目ベースの提供率	21.1%	30.0%	17.6%

基本目標5 人権を尊重する社会を築くための教育の推進

5-1 人権・同和教育の充実

各学校での教育計画において人権・同和教育の全体計画や年間指導計画を作成するとともに、全教育活動の中で、その子のがんばりを認め励ましたり、存在を認めてあげる声かけ等を行ったりすることで、自尊感情を高め、自他を大切に思いやる心情や態度を育てています。また、各学校における取組の充実が図られるよう、「和歌山市ブロック人権教育研究会」における講演会や研究授業、学校間での実践交流を推進しています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
「自分には、よいところがあると思う」と答える児童生徒の割合	【小学校】86% 【中学校】75% (2018)	【小学校】91% 【中学校】80%	【小学校】80% 【中学校】79%
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答える児童生徒の割合	【小学校】98% 【中学校】95% (2018)	【小学校】100% 【中学校】100%	【小学校】98% 【中学校】97%

基本方針Ⅲ 安全・安心な教育環境の整備

基本目標6 安全・安心な教育環境の整備

6-1 子供たちの安全の確保

関係機関や団体と協力しながら、児童生徒が安全に登下校できるように安全パトロールを実施しています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
安全パトロールの実施回数	189回	200回	210回

6-2 学校教育環境の整備

エアコンについて、平成29年度(2017年度)に小・中学校の普通教室全てに設置が完了し、児童生徒に快適な学習環境を確保することができました。引き続き老朽化した機器の更新と中学校の屋内運動場への整備を進めています。ブロック塀の改修工事について、児童生徒等に危険を及ぼす可能性のある道路境界のブロック塀については改修が完了

しており、今後は、隣地境界のブロック塀について進めていく予定です。また、トイレの洋式化・バリアフリー化及び男女別化を進め、児童生徒に安心・快適なトイレ環境の整備を継続して進めています。

学校司書については、1人につき3～4校を担当し、図書ボランティアと連携して読書環境の整備等を行いました。学校司書が担当した学校図書館では、本が探しやすくなり、児童・生徒の利用が増えています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
ブロック塀等の耐震化率	【小学校】 8. 2 % 【中学校】 7. 1 %	【小学校】 100 % 【中学校】 100 %	【小学校】 67. 5 % 【中学校】 90. 3 %
トイレの洋式化率	【小学校】 30. 7 % 【中学校】 28. 2 %	【小学校】 89. 9 % 【中学校】 91. 0 %	【小学校】 72. 3 % 【中学校】 61. 5 %
学校司書配置校の割合	【小学校】 6 % 【中学校】 6 %	【小学校】 36 % 【中学校】 35 %	【小学校】 26 % 【中学校】 29 %

6-3 学校の勤務環境の整備

新型コロナウイルス感染拡大防止、オンライン授業等での教材の準備・環境の整備に費やす労力等が大きな負担となっていました。仕事の効率化や工夫、ICTの効果的な使い方により、時間外労働の削減の取組が進んでおり、各々が現状を踏まえ意識して改善に取り組むことで成果が表れてきています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
自己目標を持ち、子供と向き合う時間の確保について「できている」「取組中」と答える割合	できている 56 % 取組中 42 % できていない 2 %	できている 80 % 取組中 20 % できていない 0 %	できている 88 % 取組中 12 % できていない 0 %

6-4 学校適正規模化の推進

令和4年度（2022年度）に小規模化が著しく進み適正規模化の検討対象であった加太小、中学校に小規模特認校制度を導入し、児童生徒数の増加による学習環境の改善を図りました。また、休校中であった安原小学校吉原分校を廃校としました。

基本方針Ⅳ 家庭や地域における教育力の向上

基本目標7 家庭や地域における教育力の向上

7-1 家庭における教育力の充実

子供・親子の交流の場として、親子チャレンジ、親子読み聞かせ等を実施しています。絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいが深まっています。また、PTA連合会や各単体PTA会長等を通じて呼びかけを行い、PTA研修会を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により研修会が中止になったことありますが、人権や子育てに関してそれぞれが抱える課題の共有や、様々な情報交換を行っています。

また、若竹学級については、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年

度)までに7学級を増設するとともに利用状況等の調査を行い、細やかな定員調整をし、入級者の増加を図りました。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
P T A研修会や交流活動等の参加率	48.9%	55.0%	19.2%
若竹学級入級者数	3,305人 (2018)	3,900人	3,499人

7-2 地域における教育力の充実

子どもセンター活動の運営委員等交流会の中で、各センターの取組や出前授業を実施してくれる団体等を紹介しました。運営委員等交流会の中で、グループ協議を行い、各センターが抱える課題や、広報活動についての情報交換を行っています。また、ボランティア活動への参加者を募集するため、地域本部設置の4地域のコーディネーターや、地域・P T Aへの呼びかけを行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催の地域共育協議会があった一方で、授業時における実習補助、図書の整理などのボランティア、子供たちの登下校中の見守り活動や防犯に対する意識が高まってきています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
1日あたりのボランティア参加人数 (地域共育協議会設置地域による)	70人	73人	68人

基本方針V 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

基本目標8 生涯学習の推進

8-1 生涯学習の啓発と機会の提供

地区公民館では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業を縮小しての実施の年もありましたが、人権同和教育、家庭教育支援、その他講座を実施し、各地区公民館では、地域の特色ある講座を実施しています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
生涯学習人材バンク登録者数	146名	150名	185名
地区公民館講座受講者数	103,877人	110,000人	61,664人

8-2 生涯学習施設の整備・充実

要望の多かった南部地域に既存の施設を利用し、南コミュニティセンターを平成30年(2018年)5月に共用し、第8ブロックでの整備を進めています。生涯学習施設整備などのハード面と、生涯学習情報の提供や学習を進めやすい環境づくりなどのソフト面の両方の充実を図っています。

令和2年（2020年）6月に市民図書館本館が和歌山市駅前に移転グランドオープンし、生涯学習及びまちの賑わいの拠点として、あらゆる世代の方が豊かな人生を過ごすことができるよう、子供に向けたおはなし会や映画会などの定例的な行事のみならず、図書リサイクル・朗読会・音楽会・各種講座など様々な行事を開催し、来館のきっかけ作りを行っています。また、市民一人当たりの貸出冊数は市民図書館移転前までは、ほぼ横ばいでしたが、令和2年度（2020年度）の市民図書館グランドオープンにより、市民一人当たり4.6冊となり約0.6冊上昇しました。図書館利用者の定着と増加を目指し、市民のニーズを反映した蔵書構成と蔵書冊数の充実に努めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
コミュニティセンター設置数	7館	8館	7館
(市民図書館の)蔵書数	480,418冊	550,000冊	580,572冊
(市民図書館の)行事参加人数	6,401人	7,000人	12,616人
市民一人当たりの貸出資料数(コミュニティセンター図書室を含む)	4.0冊	7.5冊	4.6冊

基本目標9 芸術・文化の振興

9-1 芸術・文化活動の推進

和歌山市美術展覧会などの事業に合わせて、ホームページの改良や庁舎内の広報モニターなどを活用して参加を呼びかけるなど、広く市民に周知しています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合	46.8%	50.0%	53.3%

9-2 芸術・文化活動環境の整備・充実

令和3年（2021年）10月に和歌山城ホール、令和4年（2022年）6月に有吉佐和子記念館が開館し、文化芸術活動の場の充実に努めました。

基本目標10 文化財の保護・活用

10-1 文化財の保護

文化財の調査、研究に取り組み、指定等を積極的に行ったことで、着実に指定・登録文化財総件数が増加しています。

また、文化財所有者が行う保存修理事業や文化財保護団体へ補助金を交付することにより、文化財の適切な保存を図っています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
指定・登録文化財総件数	258件	303件	300件

10-2 文化財の活用

旧中筋家住宅を観覧していただくために、ツアー客の誘致を図り、湊御殿については、一般公開及び茶会等のイベントを実施しています。博物館では、積極的に常設展の展示替えを行うほか、古文書講座などイベント数を増やし、また展覧会やイベントの情報など、ウェブサイトやX（旧ツイッター）などのSNSを活用した広報を行っています。

基本目標 11 スポーツの振興

11-1 生涯スポーツの振興

幅広い世代の方がスポーツに取り組めるよう、ジュニアスポーツ教室、生涯スポーツ交流大会等の様々なスポーツ施策を実施し、スポーツ人口の増加を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を休止した利用団体もあったものの、学校体育施設を地域住民のスポーツ活動の拠点として有効利用しています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
学校体育施設(体育館)の利用団体数	550団体	570団体	552団体

11-2 スポーツを通じた地域振興

和歌山ジャズマラソンでは、様々な広告媒体を通じて、広く周知するとともに第20回大会(令和4年度(2022年度))から、ハーフマラソンのスタートを和歌山城公園前に変更し、参加者が市内へ宿泊、滞留をしてもらえるよう、リニューアルを行いながら魅力向上と発展を図っています。

また、和歌浦湾や磯の浦海水浴場など本市固有の恵まれた自然環境(海やビーチ)を活用したセーリング・サーフィン教室の開催や、本市のスポーツ施設等を活用した合宿誘致パンフレットを作成して、マリンスポーツの関係人口の増加に努めています。

指標名	基準値(2017)	目標値(2023)	最新値(2022)
和歌浦ベイマラソンwithジャズ(ジャズマラソン)の和歌山県外からの参加率	32%	40%	39%

第3章 和歌山市がめざす教育

3-1

基本理念

ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育

教育の根幹は『人づくり』であり、その『人づくり』の基盤となるものは、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体と考えます。そこで、子供だけでなく、子供たちと共に過ごす家庭や地域の方々も一緒に学べる環境をつくり、地域のつながりをより強くします。また、様々な知識や経験を持った方々が結びつき、支えあうことによって、地域における課題解決や地域の発展につながることでできる社会をつくります。

これらの取組を通して、社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育をめざし、これを基本理念とします。

3-2

めざす人間像

基本理念の実現のため、次のような人間像をめざします。

○ 自ら考え、判断し、表現する力を持ち、規律ある行動をする人間

変化の激しい現代を生きていくために、基礎的な学力はもちろん、自ら考え、判断し、表現する力を身に付けた上で、社会の一員としての自覚を持って規律ある行動をとることのできる人間の育成をめざします。

○ 人権を尊重し、情操豊かにたくましく生きる人間

いじめや暴力などの問題行動をなくすために、生きることの尊さを理解し、自他の生命を大切にすることを育みます。また、様々な人権問題を正しく理解し、互いの立場を理解し、よりよい人間関係を築ける人間の育成をめざします。

○ 郷土を愛し、よりよい社会の形成者となる人間

自ら育った地域の歴史や文化のよさを知り、郷土を愛する心を育みます。また、ふるさと和歌山の地域の一員として、主体的に社会に貢献できる人間の育成をめざします。

めざす人間像の実現に向け、本市と学校・家庭・地域との共育のために5つの基本方針を設定し、それぞれの方針に基本目標を定めます。

I 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

- ・ 確かな学力を育む教育の推進
- ・ 国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進

子供たちが毎日をいきいきと過ごせるよう、また、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」を身に付けられるよう、信頼と期待に応える学校づくりに取り組みます。

さらに、日々変化していく情勢、国際化やデジタル化が進む社会に対応できるよう、学力の向上だけでなく、個々の資質・能力を伸ばし、自らが社会の創り手となり、たくましく生き抜く力を育みます。

II 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

- ・ 豊かな心を育む教育の推進
- ・ 健やかな体を育む教育の推進
- ・ 人権を尊重する社会を築くための教育の推進

人権・同和教育や道徳教育を推進し、体験活動を充実させることで、子供たちの豊かな心を育みます。また、子供たちの体力向上や健康の保持増進を通して、生涯にわたって健康で安全に生活できるような健やかな体の育成に取り組みます。

III 安全・安心な教育環境の整備

教育や学習方法の多様化に対応した施設、設備の充実を図るとともに、安心・快適に過ごせるように教育環境の整備や充実を図ります。また、校外においても、安全に過ごせるよう、地域や家庭、関係機関と連携して、子供たちを見守る環境づくりを推進します。

IV 家庭や地域における教育力の向上

子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けるように、家庭での教育力の充実を図ります。また、地域における社会教育の拡充を支援し、学校・家庭・地域の一層の連携を図ることで青少年の健全育成に努めます。

V 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

- ・ 生涯学習の推進
- ・ 芸術・文化の振興
- ・ 文化財の保護・活用
- ・ スポーツの振興

地域の拠点となるコミュニティセンターを中心に、生涯学習環境の整備、充実を図るとともに、生涯を通じて文化・スポーツ活動に親しめるよう、環境や機会の充実を図ります。

第4章 今後5年間の具体的な取組

計画の体系

基本方針（5） ⇒ 基本目標（11） ⇒ 基本施策（28）

基本方針	基本目標	基本施策
I 社会を生き抜く 子供たちの学力の育成	1 確かな学力を育む 教育の推進	1-1 教育課程の充実と学力の向上 1-2 信頼と期待に応える学校づくりの推進 1-3 学校の組織力と教職員の指導力向上
	2 国内外の多様な分野で 活躍できる人材を育む 教育の推進	2-1 国際化に対応した教育の推進 2-2 教育の情報化及び教育DXの推進 2-3 持続可能な社会の創り手の育成 2-4 高等教育機関との連携強化
II 生涯を通じた豊かな心 と健やかな体の育成	3 豊かな心を育む 教育の推進	3-1 道徳教育の充実 3-2 郷土を愛するふるさと教育の推進 3-3 文化芸術教育の充実
	4 健やかな体を育む 教育の推進	4-1 体力の向上 4-2 健康教育の充実 4-3 学校給食・食育の充実
	5 人権を尊重する社会を築く ための教育の推進	5-1 人権・同和教育の充実
III 安全・安心な 教育環境の整備	6 安全・安心な 教育環境の整備	6-1 子供たちの安全の確保 6-2 学校教育環境の整備 6-3 学校における働き方改革の推進 6-4 学校適正規模化の推進
IV 家庭や地域における 教育力の向上	7 家庭や地域における 教育力の向上	7-1 家庭における教育力の充実 7-2 地域における教育力の充実
V 郷土に誇り と愛着を育む 文化・スポーツの振興 と生涯学習の推進	8 生涯学習の推進	8-1 生涯学習の啓発と機会の提供 8-2 生涯学習の場の整備・充実
	9 芸術・文化の振興	9-1 芸術・文化活動の推進 9-2 芸術・文化活動環境の整備・充実
	10 文化財の保護・活用	10-1 文化財の保護 10-2 文化財の活用
	11 スポーツの振興	11-1 生涯スポーツの振興 11-2 地域スポーツ資源を生かしたスポーツの振興

基本方針Ⅰ 社会を生き抜く子供たちの学力の育成

基本目標1	確かな学力を育む教育の推進
施策1-1	教育課程の充実と学力の向上

取組1-1-①

学力の向上

○現状と課題

全国学力・学習状況調査によると、本市児童生徒の調査結果において、小学校については、平成29年度（2017年度）以降全体的に全国平均とほぼ差がない状況となってきています。中学校については、依然として全国平均より低く、特に「思考力、判断力、表現力等」に課題があります。学力定着のためには、学校において児童生徒が意欲的に取り組める「わかる授業」を通じて主体的・対話的で深い学びへの授業改善をより一層進めるとともに、家庭学習の内容や時間について、学校と家庭が意識を共有し、連携して取り組む体制を築いていく必要があります。

また、小学校入学後、1年生児童が学校での学習の仕方等になじめず集中できないといった状況も見られることから、幼児教育から学校教育へと円滑に移行できるよう、小学校入学当初の教育課程において、学習内容や時間配分等の工夫をする必要があります。

さらに、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりするいわゆる中1ギャップも指摘されています。

○重点的に実施する取組

- ・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校種間を通じて、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図ります。
- ・学校全体で、児童生徒が「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりを進めます。「学び合いの授業づくり」の研究を推進し、校内研修を活性化させることで、講義型授業から課題解決型授業への改善を図り、教員の実践的指導力の向上をめざします。
- ・ICT機器の積極的な活用を進め、「わかる授業」を実践します。
- ・各学校が自校の全国学力・学習状況調査を詳細に分析し、成果と課題、今後の取組方針を保護者に向けて発信します。学校と家庭の学力向上に向けた取組方針の共有を進めます。
- ・放課後の補充学習の時間を充実させ、基礎・基本の力の習得を徹底するとともに、児童生徒の学習意欲を高め、家庭での学習習慣の定着を図ります。
- ・小学校では、児童が入学後の学習にスムーズに対応できるよう、入学当初のスタートカリキュラムを作成して合科的な指導を展開するなど、児童の発達の特性に沿った学習を進めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）		目標値（2028年度）
全国学力・学習状況調査 平均正答率の全国比	【小学校】 (2023)	国語 +2 算数 ±0 (参考) 2023 全国値 国語 67 算数 63	小中学校において、 各教科全国平均以上 にする。
	【中学校】 (2023)	国語 -7 数学 -5 (参考) 2023 全国値 国語 70 数学 51	
「授業の内容はよく分かる」 と答える児童生徒の割合	【小学校】 (2023)	国語 +3.3 算数 +2.5 (参考) 2023 全国値 国語 85.7% 算数 81.2%	小中学校において、 各教科全国比を+3 以上にする。
	【中学校】 (2023)	国語 -3.9 数学 -0.2 (参考) 2023 全国値 国語 80.0% 数学 73.3%	

取組1-1-② 個別最適な学びと協働的な学びの実現

○現状と課題

我が国では、これまでも、学習指導要領において、子供の興味・関心を生かした自主的・主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきました。全ての子供に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要です。

また、基礎的・基本的な知識及び技能や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、探究において課題の設定、情報の収集、まとめ・表現等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が、学習が最適となるように調整する「学習の個性化」も必要です。

以上の、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点で整理した概念が「個別最適な学び」です。

この、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでの「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、誰一人取り残すことなく必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実を目指すことが重要です。

現在、1人1台端末や教室に設置されたディスプレイを活用した学習や、やむを得ず登校でき

ない子供や様々な問題を抱えた多様な子供たちの学力保障のための、ハイフレックス型授業及びオンライン授業、そして、家庭学習において、タブレットドリルを使用した学習が行われています。

○重点的に実施する取組

- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導の在り方や、教科書、教材の在り方について検討を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を進めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答える児童生徒の割合	【小学校】77.8% 【中学校】75.9% (2023)	【小学校】80% 【中学校】80%

取組1-1-③ 小中一貫教育の研究と推進

○現状と課題

小学校及び中学校の義務教育段階においては、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎並びに国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を卒業段階までに育むことが大切です。

そのためには、学習指導要領に示すところに従い、小学校及び中学校の9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化しなければなりません。

平成29年（2017年）4月から開校した、施設一体型小中一貫校である伏虎義務教育学校においては、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して、特色ある教育活動が展開されるよう、研究を進めています。

今後、市内の中学校区を基本とした各ブロックにおいて、それぞれの地域の特性や児童生徒の実態に即した小中一貫カリキュラムの編成やそれを実現していくための体制づくりについて検討を進めていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・伏虎義務教育学校における研究発表会を通じて、市内に9年間を見通した教育課程を広めていきます。
- ・小学校と中学校が円滑な接続を図り、学びと育ちの連続性を確保していきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
中学校において、小学校と教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合	50%	100%

取組 1-1-④ 適正な教科書採択

○現状と課題

教科書は、学校における子供の学習用として供されるものであり、本市が育てたいと願う子供像を実現するために重要な役割を果たすものです。そのため、教育委員会は、教科書の採択権者として本市の子供の実態に鑑み、教育基本法及び学習指導要領に示された内容を踏まえ、確かな学力を身に付け、豊かな人間性を育成するために責任を持って教科書採択を実施せねばなりません。

教科書採択の方法については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められており、本市では、教科書の採択における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的に、「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択に関する条例」を平成27年（2015年）4月1日に制定しています。

○重点的に実施する取組

- ・教科書採択関係法令及び「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書の採択に関する条例」に基づき、適正かつ公正に教科書採択を行います。

取組 1-1-⑤ 読書活動の充実

○現状と課題

読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。しかし、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれ「読書離れ」が進む傾向にあり、それぞれの学校段階に応じた読書活動を推進することが大切です。また、これまで読書活動については、一般的に「国語科」の中で行われるものと認識されていましたが、読書の重要性を考えた場合、読書活動は全ての教科にわたって全校を挙げて取り組むものとして捉えていかなければなりません。

現在、本市の多くの小・中学校では、朝や昼の学習タイムでの読書が行われており、継続的な読書活動が実施されています。保護者・地域と連携し、読書活動の推進等子供の言葉を育てるとともに心を磨くための読書教育を展開しています。学校図書館とは別の場所に読書コーナーを設けたり、児童生徒の読書活動を積極的に紹介したり、保護者向けのチラシを配ったりするなどの取組を進めています。

今後は、学校図書館の活性化に向けて常に子供が読書に親しむことができる環境づくりに心がけ、各教科においても学校司書と連携し、資料による授業サポート、調べ学習や授業での図書案内など充実した学習活動を展開し、学力向上につながる読書活動の充実を一層進めます。

○重点的に実施する取組

- ・図書コーナーや学級文庫の設置を図るなど読書環境の充実とともに、学校図書館を活用した授業づくりについて研究を進めます。
- ・読書後の感想を記録したり、友達にお気に入りの本を紹介したりする活動を行うことで、児

童生徒の読書意欲を高めます。

取組 1-1-⑥ 幼児教育の充実

○現状と課題

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進していかなければなりません。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めていく必要があります。

就学前の子供が通う施設は多岐にわたっています。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂され、平成30年度（2018年度）から全面実施されています。

この要領・指針の中で、幼児期に育みたい資質・能力が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現の10項目が示されています。

これらを踏まえ、全ての子供に対して平等に質の高い教育を提供する必要があります。

就学前の子供が通う施設は早期から適切な支援のもと、安心して幼児期の教育・保育が受けられるように関係機関と連携し、相談体制・支援体制を充実させ、子育ての不安を抱えた保護者に対して、地域の子育て支援センターとしての役割を担っていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等が相互に連携を図り、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、質の高い幼児期の教育・保育の充実に努めます。幼稚園教諭・保育士・保育教諭・関係職員の交流と合同研修における研究を促進し、それぞれの教育・保育についての理解を深めることで、教育・保育の質の向上を図ります。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）の資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施等、「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、架け橋期の円滑な接続を図ります。
- ・特別な支援が必要な子供が多く在籍する園には、保育補助員を配置するとともに、巡回相談や研修を実施し、一人一人の子供の状況に応じた援助・支援を行います。
- ・保護者の子育て不安への相談に対応できるよう、未就園児のつどい等の場の拡充、カウンセラーによる相談体制の構築を進めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
幼小連携・接続の状況について	ステップ2	ステップ3

ステップ0…連携の予定・計画がまだ無い

- ステップ1…連携・接続に着手したいが、まだ検討中である
- ステップ2…年数回の授業、行事、研究会などの交流はあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない
- ステップ3…授業、行事、研究会などの交流会が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている
- ステップ4…接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている

施策1-2

信頼と期待に応える学校づくりの推進

取組1-2-①

地域とともにある学校づくりの推進

○現状と課題

本市では平成29年度（2017年度）からコミュニティ・スクールを導入し、令和元年度（2019年度）には、和歌山市立の全ての小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に学校運営協議会を設置しています。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと、学校が保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、連携・協働しながら子供たちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。また、各学校の学校運営協議会には、従来の学校関係者評価や学校評議員の機能も含めています。

学校の教育活動を知ってもらう機会として、毎年11月を学校開放期間に設定しています。市民一人一人に「学び」や「教育」の大切さを考えていただくために、市内の学校では、授業や学校行事など様々な取組を公開しています。

○重点的に実施する取組

- ・各学校（園）は、PDCAサイクルの評価システムにより、学校運営の改善を図るとともに、教育委員会は、各学校の学校評価を踏まえて、学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
学校運営協議会を年3回以上行った学校の割合	66.7%	100%

取組 1-2-② 特別支援教育の充実

○現状と課題

和歌山市教育支援委員会では、支援を必要とする児童生徒が安心して生き生きと学校生活を送れるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級などふさわしい学びの場について検討しています。近年、特別支援学級に在籍している児童生徒が増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間で特別支援学級入級児童生徒の人数は、約1.6倍になりました。

また、通級指導教室設置校も平成30年度（2018年度）の11教室から令和4年度（2022年度）の17教室へ増加しており、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は年々高くなってきています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う、特別支援教育のより一層の充実が求められています。授業や学校生活を通し、意欲や達成感を一人一人の子供が持ち、生きる力を身に付けるための指導・支援を充実させる必要があります。

本市では、特別支援教育支援員等の配置数を増やし、児童生徒の学びを支援する体制の構築に取り組んでいます。また、平成26年度（2014年度）から特別支援教育専門員を配置し、専門員が市内各校を巡回支援訪問し、学校の支援体制や特別支援教育支援員等に対して専門的な指導助言を行うことで、個に応じた指導支援のあり方や校内での支援体制づくりの整備を進めています。

○重点的に実施する取組

- ・発達障害等で困り感を持つ児童生徒が増加傾向にある中で、学級担任だけでは、個の困り感に寄り添った指導支援を丁寧に行うことが難しくなっています。通常の学級における学習や生活を支援したり、別室で個別指導をしたり、個に寄り添った教育環境づくりを推進するために、今後も特別支援教育支援員等の全校配置に向けて取り組んでいきます。また、支援のあり方や体制づくりの充実に向け、特別支援教育専門員の巡回支援訪問を推進します。
- ・個に応じた指導支援を継続して進めていくために、学校が家庭や医療機関等と連携協力し「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」（つなぎ愛シート）を作成します。
- ・平成28年度（2016年度）から「障害者差別解消法」が施行されたことにより、教育の場でもインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実が、ますます求められています。児童生徒・保護者の教育的ニーズに応じた適正な学びの場の提供、教員の専門性の向上を図る研修の実施等、特別支援教育の充実を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
特別支援教育支援員等の配置率	85.7%	90%

取組1-2-③ いじめ問題への対応

○現状と課題

いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国各地で発生しています。いじめは、児童生徒の人権にかかわる問題であり、その対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければなりません。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込みながら、いじめ問題の早期発見、早期解決に向けた取組を推進する必要があります。本市では、「和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会」を設置し、いじめ問題解決に向けた取組についての検討を継続して行っています。

本市の令和4年度（2022年度）のいじめの認知件数は、教育相談やアンケートの実施により、全体としては増加しています。特に小学校の低学年において、いじめの認知件数が増加傾向にあります。年度末の調査時点では、82.18%の解消率でしたが、個々の案件については、その後も継続した取組を続けています。

いじめの未然防止に向け、道徳教育や人権・同和教育の観点から、人を思いやる豊かな心を育み、いじめのない集団づくりをめざす取組を推進しなければなりません。また、児童生徒のコミュニケーション能力の向上にも取り組む必要があります。

近年は、携帯電話やスマートフォンの普及により、SNS等に子供の人権に関わる個人情報を掲載したり誹謗中傷を書き込んだりするなど、「ネット上のいじめ」が増加する傾向や、生命に重大な危険を生じさせるおそれもあり、保護者や教職員といった周囲の大人が、いじめを発見しにくい状況になっています。インターネットを利用する際のモラルやマナーについて学ぶ情報モラル教育の充実が求められます。

○重点的に実施する取組

- ・いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、教職員は、児童生徒の小さな変化に気を配り、児童生徒が心の不安や悩みを安心して発信できるような声掛けを大切にしながら、個々の実態把握に努めます。特に低学年から、予防的な支援・指導に取り組み、いじめに向かわない態度や能力の育成等、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めます。
- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心、人権感覚を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権・同和教育の充実に努めます。
- ・いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、教員・警察官経験者等、関係機関との連携の強化に努めます。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止することや効果的に対処すること等についての理解を深めるために、児童生徒の情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者向けの啓発リーフレットを作成します。

- ・ P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域を含めた家庭との連携の強化に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
いじめ問題の解消率	82.18%	100%

取組1-2-④ 多様な学びの場の充実

○現状と課題

不登校については、全国的に増加している中、本市の不登校率も県の公立学校の不登校率を上回り増加しています。

不登校が児童生徒の成長発達を阻害することにならないよう、不登校児童生徒に寄り添い、可能性を伸ばせるよう意思やニーズをくみ取りながら、支援を行う必要があります。

また、不登校あるいは不登校傾向になる要因や背景は多様・複雑であることから、丁寧なアセスメントに基づき、「学校に登校する」ということのみを目標とするのではなく、児童生徒が主体的に進路をとらせ、社会的自立につながる支援と、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や多様な学びの場の確保を行うことが重要です。

適応指導教室「ふれあい教室」に通級している児童生徒については、保護者や学校と連携を図りながら、自主性や自発性の育成、対人関係の改善、学力補充等を行い、学校復帰や社会的自立を目指しています。

夜間中学については、様々な事情により義務教育未修了のまま学齢期を超過した方、義務教育を本国において修了していない方、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられていない方等を受け入れ、義務教育を受けられる機会を得られるよう、学びの場としての設置が求められています。

○重点的に実施する取組

- ・ 不登校の未然防止に向け、各学校では教育相談の体制を整えるとともに、全ての児童生徒の学びを保障する授業の工夫、存在が大事にされ安全で安心して過ごせる学級づくりに取り組みます。
- ・ 学校全体で不登校の予兆についての早期発見、早期対応に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、児童虐待等の社会的な観点をもって、問題の背景にある環境（学校・家庭・地域等）に働きかけるとともに、不登校児童生徒支援員による校内支援、訪問支援員の訪問による学習支援及び心のケア等、専門職員も含め情報や対策について共通認識を持ち、関係機関との連携を進めます。
- ・ 子ども支援センターでは、学校との連携を大切にしながら、心の居場所としての適応指導教室「ふれあい教室」による学校復帰支援の取組や、不登校児童生徒への社会的自立支援の充実に努めます。
- ・ 義務教育未修了者等が義務教育を受けられる場として、夜間中学の設置を進めるとともに、多様な学びを受けられる場を考えていきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
市立小・中・義務教育学校の不登校児童生徒において、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合	小学校 58.9% 中学校 36.1%	小・中学校とも 80.0%

取組1-2-⑤ 教育相談活動の充実

○現状と課題

子ども支援センターでは、18歳までの子供及び保護者、教職員を対象に、「不登校」「発達相談」「子育て不安」等、子供に関する様々な問題に、来所による相談と電話による相談を実施しています。個々の状況に応じて助言や支援を行い、面談では心理的な支援を行っています。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言や支援、関係機関との連絡調整等に取り組んでいます。

社会が激しく変化する中、子供が抱える問題は多様化、複雑化する傾向が見られます。実態把握により要因を究明し、個々の状況に応じたきめ細かい適切な助言や支援を行っていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・子ども支援センターにおいて、来所相談、電話相談を実施します。
- ・子供が抱える問題が多様化、複雑化する中、相談員がスーパーバイザーからの助言を得る機会や研修機会を増やす等、専門的な技量の向上をめざします。
- ・学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員、訪問支援員、関係機関等との連携を深め、問題解決への支援体制を整えます。

取組1-2-⑥ 安全教育の充実

○現状と課題

児童生徒が、事故や犯罪から自分の身を守ることができるように、安全を確かめ、危険回避ができる正しい判断力と行動力を身に付けることが重要です。

本市における児童生徒の交通事故のうち、小学生については、放課後の自転車による対車両事故、中学生・高校生については登下校中の自転車による対車両事故の占める割合が多く、その中には、重大な事故も含まれています。このような状況を踏まえ、各学校で交通安全教室や自転車の乗り方教室を開催し、児童生徒への安全指導を行っています。

防犯面では、登下校中や休日に不審者に遭遇するケースが増えています。教育委員会のメール配信サービスを活用して速やかな情報提供を行うとともに、警察等関係機関との連携体制の強化、通学路の危険箇所の点検等を行っています。

また、IoT/ICTを活用し、市内全ての小学校区で専用端末を所持する子供の所在が把握でき

る見守り環境を構築し、緊急時には学校や教育委員会等の関係機関へ位置情報を提供できる環境整備を実施しています。放課後の見守りについては、防災無線で地域に協力を呼びかけています。

○重点的に実施する取組

- ・自転車の乗り方については、道路交通法の改正を踏まえ指導内容や指導回数を見直すことで児童生徒の安全運転に対する意識向上を一層進めます。
- ・通学路における安全の確保について、警察や地域の見守り隊等と連携した取組を進め、より安心安全な地域環境の実現に努めます。
- ・IoT/ICTを活用した子供見守り事業において、関係機関と連携し、無料サービス加入率の向上に努めます。
- ・交通事故件数ゼロを目指して、交通安全教育を実施します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
交通安全教室の実施率	91%	100%

取組1-2-⑦ 防災教育の充実

○現状と課題

防災面では、全ての市立小・中学校で、大規模な災害発生時の対応や地域の特性に応じた防災訓練、防災教育を実施しています。災害時に適切な避難行動がとれるよう、合同避難訓練や避難場所の確保など、地域の関係機関と連携した取組が求められています。

安全・安心な環境確保について、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）でも協議していくなどし、防災教育の充実に努めていきます。

防災教育の手引きやリーフレット等での教育や、専門性を有する講師等による教育の充実により、大規模な災害時にも適切な行動、対応ができる力を身に付けるための教育が求められます。

○重点的に実施する取組

- ・避難訓練においては、様々な被災状況を想定し、より実践的な避難訓練を計画します。また、学校だけでなく保護者や地域と協同した訓練を実施することで、児童生徒が自助の意識と共助の意識をともに高めるように努めます。
- ・特設授業実施や他教科との関連を通して、防災・災害時の正しい知識を身に付け、その場面に合った判断ができる力を養うための教育を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
防災訓練の実施回数	206回	220回

地域や他の学校園と連携した防災訓練の実施校数	44校	50校
------------------------	-----	-----

取組 1-2-⑧ 就学支援の充実

○現状と課題

学校教育法第19条では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。

子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう就学援助制度による援助を行っていますが、本市の就学援助の支給率は年々増加し、現在は高止まりしています。

また、児童生徒の総数は減少していますが、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、年々増加しています。

○重点的に実施する取組

- ・子供の貧困対策が推進されるなかで、教育の機会均等を図るため、就学援助を行うとともに制度の充実に取り組みます。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、家庭の経済状況等に応じ、就学のために必要な経費について援助します。

施策 1-3

学校の組織力と教職員の指導力向上

取組 1-3-① 専門教員の活用

○現状と課題

専門的な知識や技術を有する社会人を学校教育に活用することによって、学校教育の多様化への対応や各学校の課題の解決をねらいとして、専門教員を配置しています。

各学校において、ICT教育、外国語活動、読み聞かせ等の読書活動、人権学習、道徳教育、助産師等による命の教育、障害者理解、地域先達の方による地域教材など様々な分野で特別非常勤講師を配置し、特色ある、より専門的な教育を行います。

また、生徒指導面では、暴力行為が低年齢化し、小学生の暴力行為（生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力、器物破損の合計）が令和4年度（2022年度）61,455件（「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果 文部科学省）で近年大幅に増加しています。暴力行為や児童生徒の様々な問題行動に対して、生徒指導補助員を配置して、問題解決に向けての対応を行っています。

特別非常勤講師については、学校の要望に応えられる専門的な知識や技術を有する人材の人选が難しく、また、生徒指導補助員については、各学校からの配置要望が多いため、それぞれ

の人材の確保が課題です。

○重点的に実施する取組

- ・多様化する教育課題解決のためには、教員に加えて専門的な知識や技術を有する専門教員の配置が有効だと考えます。
- ・特別非常勤講師の制度は、専門的な知識や技術を有する講師やそれぞれの分野での経験が豊かな講師を招き、特色ある幅広い多様な教育を行い、学校教育の多様化への対応に大きな役割を果たしています。学校からの配置要望をもとに、内容を吟味し事業のさらなる充実に取り組みます。
- ・生徒指導補助員については、問題行動への迅速な対応、暴力行為の低年齢化への対応、学習環境充実のための校内巡回、児童生徒への個別対応等、児童生徒一人一人の個性、学力に応じてきめ細かな指導が充実するよう、また学校運営が円滑に行われるよう、配置校数30校を目標に計画的な増員を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
特別非常勤講師配置時間	300時間	305時間
生徒指導補助員配置学校数	21校	30校

取組1-3-② 教員研修の充実

○現状と課題

教員は、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で知識及び技能が陳腐化しないよう絶えざる刷新が必要であり、「学び続ける教員像」を確立する必要があります。このような教員の姿は、子供たちの模範ともなるものです。

このような教員の資質・能力の向上を図るため、専門的な職能と実践力の向上に関する教員研修を実施しています。具体的には、次のとおり研修を実施し、生涯を通じて学び続ける教員の実現を図っています。

① 基本研修

初任者研修、2年次研修、中堅教諭等資質向上研修、新任校園長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任特別支援学級担当教員研修等、教員としてのライフステージに応じた研修の実施

② 専門研修

各教科等研修、学級経営、子供理解、特別支援教育、人権・同和教育、メンタルヘルス等、教員としての実践的指導力や専門性を高めるための研修の実施

③ 授業力向上研修

新規採用後3年目及び4年目の教員を対象とした授業研修の実施

○重点的に実施する取組

- ・教職の意義や社会的役割、服務等を理解するとともに、子供の発達や教育的ニーズを踏まえ、指導の個別化を支える教員自身が常に学び続けることができる研修を推進します。
- ・教育の根幹に関わる研修内容及び時代の変化に対応した研修内容を充実するとともに、教員のライフステージに応じた研修を提供し、教員の専門性や授業力の向上を図ります。
- ・研修の実施にあたっては、多くの教員にも研修内容を浸透させるために、研修受講者の校内での研修内容の伝達や研修内容の配信も積極的に推進するとともに、研修内容の共有、実践を促し、振り返りの場の充実を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
専門研修受講者数	904人	1,100人

基本目標2	国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進
施策2-1	国際化に対応した教育の推進

取組2-1-① 英語教育・国際理解教育の充実

○現状と課題

グローバル化が進展し、異なる文化的背景を持つ人々と協働して問題解決を図っていく力が求められる中、英語を共通言語として実践的なコミュニケーションを図っていく必要性が高まっています。

学校現場においては、小学3年生から外国語教育が始まっています。それにより小学校では英語に慣れ親しむことでコミュニケーション能力の素地を育成し、様々な言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成がこれまで以上に重要となってきます。また、中学校では小学校で養われた資質・能力を基に「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能をバランスよく伸ばし、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、言語や文化に対する興味・関心・態度を育成する必要があります。

本市では、姉妹都市リッチモンド市と中・高校生の交流訪問を実施しています。集団生活やホームステイを通じて、日本と異なる自然や文化、習慣に触れることで国際的視野を広げる貴重な機会になっています。

○重点的に実施する取組

- ・ICT機器のポテンシャルを最大限に活用することで、英語運用力の向上をめざします。
- ・ネイティブ・スピーカーの指導を受け、「聞いてわかった」「話して通じた」という直接的なコミュニケーションの成功体験の積み上げを図ります。

- ・小学校学級担任や中学校英語科教員が、新しい英語教育を十分理解し、義務教育9年間を見通して指導できる力を身に付けることができるように研修機会の充実に努めます。
- ・小学校において、外国語教育の特性を踏まえ、学級担任による指導と一定の英語力を有した教員による専科指導を両輪とします。
- ・授業の中だけでなく、授業以外の場面でも、1人1台端末等を活用しながら、英語に触れる機会を増やします。
- ・国際理解教育においては、まず自国の文化や歴史の素晴らしさを学び、交流活動の中で発信できる力を身に付けなければなりません。海外からの学校訪問を積極的に受け入れながら、相互交流を通して互いの文化を理解しようとする態度を育成します。
- ・市民図書館において、英語の絵本の読み聞かせや、英語学習に有用な多読コーナーを設けるなど、子供たちが英語に触れる機会を促す取組を行っていきます。

成果指標・目標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
中学3年生の英語検定3級取得率	40.9%	50.0%

施策2-2

教育の情報化及び教育DXの推進

取組2-2-①

教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

○現状と課題

デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務DXを通じた、教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があります。これらの取組の推進にあたっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められます。

また、データの利活用にあたっては、個人情報の適切な取扱いとデータの活用のバランスが問題となります。今後DXの推進によりさらに充実した指導や支援が提供されていくことを鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めていきます。

○重点的に実施する取組

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想の推進におけるICT環境の充実、DX人材の育成、ICTを効果的に活用した授業の推進
- ・校務支援システムを活用した指導要録の電子化や学校と保護者等間の連絡のデジタル化など、校務DXを通じた働き方改革を推進

取組 2-2-② 情報化に対応する教育の充実

○現状と課題

情報社会の進展の中で、GIGAスクール構想が打ち出され、1人1台の端末環境は令和の時代における学校の「スタンダード」となりました。それに伴い、学校現場では、学校ICT環境の充実を進めるとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを実現していくため、教員のICTを活用した実践力向上が求められています。

文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教員のICT活用指導力調査」結果によると、本市の教職員の授業中のICT活用は、1人1台端末の導入直後は、その活用に戸惑う教員も多かったものの、令和4年度（2022年度）には、上昇に転じ、今後、さらに向上していくことが予想されます。

また、文部科学省は、学習者（児童・生徒）用デジタル教科書を令和6年度（2024年度）から、小学校の改訂教科書の使用開始に合わせて、まず外国語から導入する方針を打ち出しており、今後は、これまでの蓄積してきた教育実践と最先端のICT教育を取り入れたベストミックスによる教育の充実をさらに図っていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・教職員のICT活用指導力、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、発達段階に応じたプログラミング的思考や情報モラルの向上を図る取組を推進します。
- ・教育の高度情報化を視野に入れたICT環境整備の充実を今後も計画的に進めるとともに、教員のニーズに応じたICT研修の充実を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「教員のICT活用指導力調査」（文部科学省実施）において「授業中のICT活用に『できる』『ややできる』と答える教員の割合	75.4%	85.0%
「小学5年生まで（中学1、2年生のとき）に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用」と答える児童生徒の割合	【小学校】43.1% 【中学校】37.5% (2023) (参考) 2023全国値 【小学校】62.4% 【中学校】61.1%	小中学校ともに全国平均以上にする。

施策 2-3

持続可能な社会の創り手の育成

取組 2-3-① これからの社会を担う人材の育成

○現状と課題

子供たちは、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分

らしい生き方を実現するための力を身に付けなければなりません。しかし、一方では若者の働くことへの関心・意欲・態度・目的意識などの未熟さやコミュニケーション能力、基本的なマナー等、社会人としての基本的な能力の低下が指摘されています。

さらに、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような社会の中で、子供たちが自ら課題を設定し、自らの力で解決に取り組み、その結果として子供たち一人一人が自己の生き方を真剣に考える必要があります。

また、複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを担う人材育成が課題となっています。従来の同じ内容を同じ年齢で学ぶという教育の枠組みに固執せず、個別に適した学びを提供し、単なる暗記や一律の教育から脱却し、異なる要素を組み合わせることがイノベーションを生み出すアイデアにつながります。個性あふれる多様な才能や能力を生かす教育に取り組むことが求められています。

○重点的に実施する取組

・多様な才能や能力を生かす教育の推進

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育等の教科横断的な学習の充実を図ります。また、突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会の充実を図ります。

・自立した社会人として身に付けておきたい資質・能力の向上

教科の学習や特別活動等を通して、金融やメディアに関するリテラシーをはじめ、自立した社会の一員として主体的に社会参画できる資質・能力の育成を図ります。

・発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

児童生徒が自己の在り方・生き方としっかり向き合う機会を設けるなど、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合	【小学校】 80.7% 【中学校】 64.3% (2023)	【小学校】 90.0% 【中学校】 70.0%

取組2-3-② 主権者教育・消費者教育の充実

○現状と課題

平成27年（2015年）6月の公職選挙法の改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き上げられ、高等学校在籍中に選挙権を行使できるようになりました。さらに、平成30年（2018年）6月の民法改正により、令和4年度（2022年度）から民法に規定する成年年齢が満18歳へと引き下げられたことで、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになるな

ど、政治や社会は一層身近なものになるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつあります。

しかし、子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されています。また、食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっています。このような課題解決のために、児童・生徒の発達段階に応じた、より早い時期からの主権者教育・消費者教育の充実・強化が求められています。租税の役割、金融の仕組みや働き、国民の政治参加、消費生活・契約を中心に小学校・中学校の段階から、子供たちに必要な資質・能力の育成に取り組むとともに、高等学校では、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴、資産形成の視点について触れるなど、金融教育を行います。

○重点的に実施する取組

- ・地域課題に関する学習やキャリア教育、租税や財政の学習、法に関する学習などを通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していきます。
- ・消費者教育教材の活用や、積極的に消費生活センターなどの専門機関との連携を促し、適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力習得を育成していきます。
- ・中学生を対象とした「明日の和歌山市を築くジュニア会議」を実施することで、市政を身近に感じるとともに、将来市政に進んで参画しようとする意欲を高められるよう取り組んでいきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答える児童生徒の全国比	【小学校】 ± 0 【中学校】 - 6.9 (2023) (参考) 2023 全国値 【小学校】 76.8% 【中学校】 63.9%	小中学校ともに全国平均以上にする。

取組2-3-③ 環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

○現状と課題

日本が提唱した「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）」は、正に地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育です。今だからこそ、改めて ESD の重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向けて各学校において ESD を推進していくことが必要となります。学習指導要領において、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが掲げられ、ESD の理念が組み込まれる形となりました。

持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、地域等においても環境保全についての理解を深め、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるための取組を推進する必要があります。

そこで、小学5年生の社会科の学習内容に沿って自然体験活動等を行ったり、小学4年生の社

会科の学習内容に沿って青岸清掃センター施設見学を行ったり、本市のごみ処理の現状と3Rの推進及び生活排水についての出前講座を行ったりと環境教育の推進をしています。

○重点的に実施する取組

- ・市内の小学5年生を対象として、森林や林業への関心を高め、森林を守り育てる意識を醸成するため、学校教育の一環として森林・林業学習を推進します。集団での活動や他者との交流、自然との触れ合いを通じて、豊かな人間性や社会の一員としての自覚を育んでいきます。また、小学4年生を対象として、青岸清掃センター施設見学を行ったり、本市のごみ処理の現状と3Rの推進及び生活排水についての学習を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
自然体験学習を実施している小学校の割合	90.1%	93.0%

施策2-4

高等教育機関との連携強化

取組2-4-①

大学等との連携強化と充実

○現状と課題

本市では、現在、和歌山大学と産業・経済・教育・文化・行政等総括的分野での地域の振興と活性化への貢献を目的に、地域連携推進協定を締結しているほか、その他の大学等とも地域の課題をテーマとした連携事業を実施し、住みよいまちづくりや地域が求める人材の育成に努めているところです。

今後とも、急激な人口減少など本市が直面する課題解決に向け、大学等の持つ知的資源、人材を活用し、連携を強化していく必要があります。

さらに、本市では大学が少なく、進学を契機とした若者の市外流出が顕著であり、大学誘致など若者が地元に残ることができる取組を進め、専門性の高い大学や人材が不足している医療関係など専門職を育成するための大学を平成30年度（2018年度）より順次開校しています。それとともにそれぞれの大学において、地域で活躍できる人材を育成できるよう働きかけていく必要があります。

また、めまぐるしく変化する現在社会において、社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成に向け、資格や技能の修得も重要視されています。本市では毎年、将来の地域社会のリーダーとしての活躍も期待し、専修学校・各種学校卒業優秀生を表彰しております。

○重点的に実施する取組

- ・地域が抱える複雑な課題に対応していくために、市内や近隣市町村にある大学等が持つ知的資源を有効に活用し、産官学による共同研究や公開講座を通じた学習機会の提供など連携を強化します。

- ・平成30年（2018年）4月東京医療保健大学和歌山看護学部看護学科、平成31年（2019年）4月和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科、令和2年（2020年）4月宝塚医療大学和歌山保健医療学部、令和3年（2021年）4月和歌山県立医科大学薬学部、和歌山リハビリテーション専門職大学が開校し、地元学生への進学の実機を広げ、若者の市外流出の抑制に取り組んでいます。また、それぞれの大学において、地域で活躍できる人材を育成できるよう働きかけを進めていきます。
- ・卒業後に地元で就職できるよう、地域に密着したキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップの充実に取り組み、地域が求める人材の育成に努めます。
- ・地域社会に求められる個性豊かな人材を育成するため、高等学校、専門学校等と連携を行い継続性のある教育にも取り組みます。
- ・和歌山市教育委員会と和歌山大学教育学部・和歌山信愛大学教育学部との連携協力を更に推進し、教育活動支援の工夫、研修内容を充実させていきます。
- ・教職員の資質向上をめざし、更に研修の機会を増やすとともに、内容の充実を和歌山大学教育学部、和歌山信愛大学教育学部と検討していきます。
- ・教育ボランティアについては、和歌山大学教育学部をはじめ他の大学等と連携し、年間延べ派遣回数3,500回を目標に学生のボランティア登録増加を進め、多くの和歌山市立の幼・小・中・高等学校（園）に学生を派遣し、未来の和歌山市の教育を支える人材の育成を推進します。また、派遣された学生の活動状況を把握し、より効果的な学習支援活動を推進します。教職員が、学生とともに、児童生徒にとってより有効な教育方法を工夫し創出することを通して、その力量の向上を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
教育ボランティア延べ派遣回数	743回	3,500回

基本方針Ⅱ 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

基本目標3	豊かな心を育む教育の推進
施策3-1	道徳教育の充実

取組3-1-① 「心の教育」の充実

○現状と課題

道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、子供が本来持っている「人間としてよりよく生きたい」という願いや思いを実現するための資質・能力としての道徳性を育成することが大きな目標です。

道徳科は道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての自覚を深め、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育成する場です。読み物資料の登場人物の気持ちに寄り添い共感し、なぜそのような行為行動ができたか、道徳的価値に深く迫っていくことが大切です。

道徳教育の指導内容や指導方法に関しては工夫改善を行い、充実を図っていく必要があります。また、いじめ問題等への対応が迫られている中、規範意識や社会性などが低いという子供たちの課題が依然として残っています。生命尊重を中核とした意識改革を行い、社会のルールや規範意識を学び、社会性を高め、他者を思いやる心を培っていくことが求められています。

○重点的に実施する取組

- ・道徳の教科化により「特別の教科 道徳」が、小学校は平成30年度（2018年度）、中学校は令和元年度（2019年度）から、検定教科書を導入して実施されています。道徳科においては、児童生徒が主体的に考え、議論するために、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫することで、道徳的価値に迫っていくことが大切です。
- ・豊かな心を育成する場として、人と関わる、自然と関わる、社会と関わる体験活動を意図的、計画的に取り入れる必要があります。これは自尊感情を高め、他人の人権を尊重する心情を育むとともに、よりよい人間関係が構築できるよう、多様な価値観や考えを持つ人々と交流し、自分の気持ちを伝えたり相手の思いや考えを理解したりするための活動です。
- ・道徳教育においては、物事を多角的、多面的に捉え、道徳的価値について、深く理解し人としてよりよい行為行動を考えることを通して、道徳性を養っていくことが大切です。
- ・道徳教育の取組について、学校から積極的に家庭へも発信するなど、家庭とも連携して子供の道徳性を養います。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「人が困っているときは進んで助けている」と答える児童生徒の割合	【小学校】 93.0% 【中学校】 86.5% （2023） （参考）2023全国値 【小学校】 91.6% 【中学校】 88.1%	小・中学校ともに全国平均を上回る

取組3-2-①

郷土や地域、伝統や文化に関する教育の推進

○現状と課題

新学習指導要領において、現代的な諸課題に関する教科横断的な内容として、「郷土や地域に関する教育」と「伝統や文化に関する教育」が示されています。

子供たちが、ふるさとである和歌山市への理解を深め、愛着と誇りを持てるようにすると同時に、地域の課題について主体的に考え、解決する力を育み、さらに地域の良さを理解し、積極的に発信する態度を養います。

本市には、自然、文化、歴史、伝統行事、産業、先人・偉人、地域の人材などの学習資源が豊富にあります。

小学校では、生活科において、地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考え、社会科において身近な地域や市の様子、自然環境と国民生活との関連、歴史上の主な事象を学びます。また、総合的な学習の時間では、学校の実態に応じて、地域の人々の暮らし、伝統と文化など、地域や学校の特色に応じた課題などを踏まえて探究的な活動を行います。

中学校でも、総合的な学習の時間に地域学習を行ったり、働く人々と直接出会い交流する職場体験学習を実施したりする中で、郷土について、また、様々な仕事について考える機会を設けています。

○重点的に実施する取組

- ・本市の豊かな学習資源を活用し、具体的な事物事象との関わりをよりどころにして、実際の生活や社会、自然のあり方を学ぶことができるように学習活動に取り組みます。
- ・地域のすばらしさに気づき、地域社会の一員としての自覚をもち、ふるさと和歌山への愛着を高め、よりよい郷土や国を作り上げようとする心情、意欲、態度を育てます。
- ・各教科及び総合的な学習の時間や道徳、特別活動等の領域を通して地域の人材を活用した学習活動や体験活動を積極的に推進します。
- ・地域の社会的な問題や環境課題などを取り上げ、ディスカッションやプロジェクト活動を通じて、子供たちの問題解決のスキルや協働的に学ぶ力を育てます。

取組3-2-②

体験学習の充実

○現状と課題

体験活動は、教室内の学習だけでなく、実際に外部の環境や現場を訪れ、実際の経験を通じて学ぶ学習スタイルです。五感を通して対象を知る体験活動は、子供たちの思考を活性化させ、豊かな情緒を育み、理解力や想像力、問題解決能力を育むという大きな教育的効果があります。

現在、市内の多くの小中学校で、校外活動を行っています。

小学校では、こども科学館や、博物館、和歌山城等の施設を訪れることで、科学技術の進歩や歴史についての理解を深めます。また、和歌山市周辺の農業や漁業、木材産業等の地場産業に触れることで、地域の文化や地理的な特徴について理解を深め、地域への愛着や誇りを持つことができます。5年生では、自然観察や自然に親しむ体験活動、集団活動を通じて自律、協同、友愛、奉仕等の意義を学ぶ宿泊体験活動を行っています。また、森林の働きについて学習し、林業に対する理解を深めることをねらいに、林業体験を行う緑育推進事業を実施しています。

小学6年生や中学生は、校外活動や修学旅行において、他地域の文化に触れ、集団行動や協力を通じてコミュニケーション能力や社会性を育みます。

体験学習を通して、持続可能な未来に向けた意識を育むことも期待されます。自然や文化・歴史遺産に恵まれた和歌山の環境を生かした社会見学や体験活動の一層の推進が求められています。

○重点的に実施する取組

- ・青少年国際交流センター等を活用し、児童生徒の感性を揺さぶり、学ぶことの喜びや意欲を高める自然体験を推進します。
- ・緑育推進事業は、「木の国わかやま」の自然、林業を児童が実感できる貴重な機会であり、多くの学校が体験できるように事業を推進します。
- ・体験学習や地場産業等の様々な情報を提供し、各学校における社会見学や校外活動の充実を図ります。

施策3-3

文化芸術教育の充実

取組3-3-①

文化芸術に関する学習や体験活動の充実

○現状と課題

学校における芸術教育は、児童生徒の歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などをかん養し、豊かな心と感性を持った人間を育てることを目標に行われます。芸術教育が育む豊かな感性は、生きる力の根幹に位置づく力として考えなければなりません。

現在、各学校では、児童生徒による音楽や劇を披露する集会活動、夏休みに制作した図画工作美術作品の展示、文化祭の場での発表活動等が積極的に行われています。

本市では、小・中学校音楽会、学校美術展、和歌山市川端龍子賞等表彰事業、和歌山市児童生徒文化奨励賞表彰事業等を行っています。

○重点的に実施する取組

- ・小・中学校音楽会や学校美術展で交流した成果を日頃の教育活動に生かし、音楽や図画工作・美術教育を充実させるとともに、国及び和歌山県、関係団体が主催する公演事業を積極的に活用し、児童生徒が具体的な体験活動を通じて文化芸術に親しむことができるよう取り組んでいきます。

基本目標 4	健やかな体を育む教育の推進
施策 4-1	体力の向上

取組 4-1-① 学校体育の充実

○現状と課題

学習時間以外のスクリーンタイムの増加や新型コロナウイルス感染症の影響などから、子供たちの運動機会が減少し、毎年、小学5年生と中学2年生を対象に実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（全国体力テスト）の平均体力合計点において、全国的に子供たちの体力・運動能力は低下傾向にあります。本市においても、小学校、中学校ともに低下しています。令和4年度（2022年度）の小学5年生では男女ともに、若干上昇し、男子は全国平均、県平均を上回る結果となりましたが、女子は全国平均、県平均ともに下回る結果となりました。中学2年生男子では、今なお下降傾向にありますが、全国平均、県平均を上回っています。中学2年生女子では、下降傾向にあり、全国平均、県平均には届いていません。運動離れが進む女子や普段あまり運動をしない子供たちに対して、運動に積極的に関わられるような取組を引き続き進めていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・授業における体育・保健体育や保育（運動遊び）を一層充実し、生涯にわたって運動を親しむ・運動が好きな子供を増やすとともに、子供たちの体力・運動能力の向上を図ります。
- ・体力調査結果を踏まえ、「体育科年間指導計画」「体力アッププラン」を作成し、実態に即したものとなるよう見直し、実践を行います。
- ・児童生徒の1人1台端末を活用した体育・保健体育授業の充実を図ります。
- ・小・中学校の体育・保健体育授業の指導内容の工夫や指導力向上を図るために教員研修の充実を図ります。
- ・「きのくにチャレンジランキング」の積極的な活用を進め、運動への興味づけや運動機会の拡大を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
全国体力テスト平均体力合計点	【小学校】	【小学校】
	男子 52.41	男子 54.72
	女子 54.09	女子 55.72
	【中学校】	【中学校】
1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合	男子 41.25	男子 44.05
	女子 45.79	女子 50.30
	【小学校】	現状値以下とする
	男子 8.5%	
女子 14.5%		
【中学校】		
	男子 9.9%	
	女子 19.7%	

取組 4-1-② 運動部活動の充実

○現状と課題

本市では、少子化が進み、一部団体競技においては、部員数が競技可能人数に満たず、学校単体での大会参加ができないチームが増加傾向にあります。そのため、和歌山市中学校体育連盟では、複数の学校で合同チームを結成し、大会参加を可能とする「和歌山市中学校体育連盟複数校合同チーム参加規程」を定め、各種大会を運営しています。しかし、年度ごとの部員数の増減により、合同チームを結成する学校に変動があり、顧問・生徒への負担になっているといった課題があります。また、各競技で専門性を有する指導者が不足しており、部活動指導員や運動部活動外部指導者に指導・指導補助を依頼していますが、各校のニーズに十分に応えることはできていません。

専門性を有する指導者の不足については、現在各校に配置している部活動指導員以外にも様々な競技での指導者を募集し、登録しています。

また、部活動の地域移行に向けて、推進協議会を設置・開催し、現状と課題を整理・把握した上で、部活動の地域連携・地域移行を段階的に進めていきます。

○重点的に実施する取組

- ・各競技で専門性を有する指導者を募集し、人員確保に努めます。
- ・専門性を有しない指導者が顧問の部活動について、ICT等を活用し、専門性を有する指導者による指導を行ったり、動画コンテンツを視聴し、技術指導の充実に努めたりします。
- ・部活動の地域移行推進協議会を設置し、部活動の地域移行に向けての課題を検討します。

成果指標・目標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域移行した部活動数	0種目	4種目

施策 4-2 健康教育の充実

取組 4-2-① 健康教育の充実

○現状と課題

近年の社会環境や生活様式の急激な変化は、児童生徒の心身の健康に大きな影響を与えており、様々な健康問題が生じる原因にもなっています。特に、大きな課題となっている「生活習慣病」の素地は学齢期の頃から始まると言われており、学校における適切な学習や指導による健康観の育成と健康行動の確立が重要です。

○重点的に実施する取組

- ・児童生徒等の健康診断及び事後措置が円滑に実施されることにより、適切な保健管理と保健

教育の充実を図ります。また、児童生徒の健康課題の解決に向け、各学校において組織的・計画的に健康教育が実施されるよう推進します。

- ・児童生徒が自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断、行動し、よりよく課題を解決することを目標とした健康教育の充実を図るため、自らが観察や実体験をすることができ、行動した結果について自己評価が容易な「歯と口の健康づくり」を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
むし歯のない12歳児の割合	73.7%	80.0%

施策 4-3

学校給食・食育の充実

取組 4-3-①

学校給食・食育の充実

○現状と課題

栄養バランスのとれた食生活は、健康を維持していく上で欠くことのできない大切な営みであり、生活習慣病の予防のほか、生活の質の向上の観点からも重要です。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解や適切な判断力を養うことができ、成長期にある児童・生徒の健康にとって重要な役割を果たすものです。

現在、小学校及び義務教育学校では全員給食を行っていますが、中学校では加太中学校を除き、選択制デリバリー給食での提供となっています。選択制デリバリー給食は、家庭から弁当を持参できない生徒に対して栄養バランスのとれた給食を提供することを目的として、平成24年度（2012年度）から実施してきましたが、喫食率は年々減少している状況です。この状況を踏まえ、令和8年（2026年）4月の中学校全員給食開始に向け、中学校給食センターの整備を進めているところです。

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事など、食生活における課題が顕在化しています。また、食材の価格高騰等により、献立の多様性や地場産食材の提供率を維持することが困難な状況となってきています。

学校においては、学校給食や様々な体験活動を通じ子供の食生活や食文化についての理解を深めるとともに、学校給食の献立の充実、地場産食材や有機食材の活用に取り組む必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・中学校給食センターを整備し、中学校において全員給食を実施することで、成長期にある全ての生徒に栄養バランスのとれた温かい給食を提供できるようにします。給食を通じ、生徒が食についての正しい理解を深め、健全な食生活や望ましい食習慣を培うとともに、豊かな

人間性を育み、健やかに成長できるような、教育的意義のある学校給食を目指します。

- ・生涯を通じた健康づくりのため、学校給食を生きた教材として望ましい食行動がとれる児童生徒を育成します。また、安全性や栄養バランスに配慮した献立内容や食事環境を整え、給食指導を推進するとともに和歌山の豊富な食材を使った食育を進めるなど、学校給食の一層の充実を図ります。
- ・地域で生産された農林水産物を利用することや、オーガニック給食を実施することで、環境と調和のとれた農林漁業の活性化及び生産される農産物に対する理解の増進に資するように努めます。
- ・食育推進活動に取り組む様々な関係機関と連携しながら、米作りや野菜作りなどの体験活動を通じて子供の食に関する理解促進を図ります。
- ・小学校給食費無償化の実施を進めるとともに、学校給食の充実を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
小学校給食における和歌山市内産食材の提供率（金額ベース）	11.5%	11.5%以上

基本目標5	人権を尊重する社会を築くための教育の推進
施策5-1	人権・同和教育の充実

取組5-1-① 学校における人権・同和教育の充実

○現状と課題

近年の社会情勢において、いじめや暴力、虐待など、子供の人権に関わる大きな問題が発生しています。学校においては、特にいじめ問題は深刻な人権侵害であるという観点に立って、問題の解消に向け取り組んでいかなければなりません。また、依然として、同和問題（部落差別）や女性、子供、高齢者、障害のある人々に対する人権侵害、インターネット上の人権侵害など、様々な人権問題が発生しています。さらに、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な差別言動や、性的マイノリティの人々に対する人権問題など、新たな人権課題も生じています。

人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒の実態を十分把握し、一人一人を大切に人権・同和教育を推進していくことが重要です。また、児童生徒が人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、発達段階に応じ教育活動全体を通じた指導を意図的、計画的に行い、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自他の生命や存在を大切に考える意欲や態度、行動力を育成する必要があります。

児童生徒には、その子のがんばりを認め励ますことで、自尊感情や自己有用感を高め、自他を大切に思いやる心情や態度を育てています。

教職員は、平成28年度（2016年度）に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を始め、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などの法律を周知し、また、社会に存在する人権・同和問題の現状と課題について理解を深めるとともに、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けることが重要です。

○重点的に実施する取組

- ・「和歌山県人権施策基本方針」「和歌山県人権教育基本方針」「和歌山市学校教育指針」「和歌山市同和教育方針」に基づき、指導資料の作成とその活用普及に取り組み、各学校における教育活動全体を通じた人権・同和教育の充実を図ります。
- ・各学校における人権・同和教育の取組の充実が図られるよう、「和歌山市ブロック人権教育研究会」における講演会や研究授業、学校間での実践交流を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「自分には、よいところがあると思う」と答える児童生徒の割合	【小学校】86.1% 【中学校】80.5% (2023)	【小学校】91% 【中学校】85%
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答える児童生徒の割合	【小学校】97.3% 【中学校】95.5% (2023)	【小学校】100% 【中学校】100%

取組5-1-② 地域における人権・同和教育の充実

○現状と課題

本市では、これまで人権問題の解決に向けて様々な取組を行ってきました。

しかしながら、同和問題（部落差別）をはじめ、子供、女性、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別や偏見が依然として存在するとともに、近年においては、インターネット上の人権侵害や、LGBTQなど性的マイノリティの人々に対する人権問題などが顕在化しています。

このような状況の中、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」が施行され、本市においても人権課題の解消に向けた積極的な取組が求められています。

○重点的に実施する取組

- ・市民一人一人が、個々の人権上の課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わり、自分の人権だけでなく他人の人権も相互に尊重しあう必要があります。人権は難しいという先入観を拭い去り、誰もが気軽に人権についての情報を学習できる機会を提供するため、幅広い市民が人権について、その時々が発生した事案に応じた講座テーマで学ぶことができるような人権啓発・教育を推進していきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
人権講座の参加者数	628名	900名

基本方針Ⅲ 安全・安心な教育環境の整備

基本目標6	安全・安心な教育環境の整備
施策6-1	子供たちの安全の確保

取組6-1-① 子供の安全確保の推進

○現状と課題

和歌山県は平成27年（2015年）7月、毎月1日及び15日を「きのくに子ども見守り強化の日」として定め、子供の安全確保に取り組んでいます。

様々な交通事故や犯罪に加え、少年センターへは不審者情報の連絡も入ってきます。不審者情報については、保護者や学校を通じて所轄の警察署・学校支援課・少年センターに連絡が入ります。不審者が現れた地域の学校及び近隣の学校への連絡とともに、周知が必要な案件（警察からの連絡のあった案件）については、メール配信サービスを利用している全家庭に注意喚起を行っています。不審者情報等が入った場合は、当該地域を少年センターの青色パトロールカーで巡回し、安全確保に努めています。

また、少年センターにおいては、商業施設や公園での喫煙行為や迷惑行為等の不良行為を行う少年に対して、非行防止や健全育成のための指導を行っています。

○重点的に実施する取組

- ・不審者情報等を、迅速かつ正確に伝達できるように、更に関係機関との連携を深めます。
- ・スマートフォン等を使ったインターネットでのSNSトラブルから子供を守るために、情報モラル教室の出前授業を推進します。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
安全パトロールの実施回数	210回	220回

取組6-1-② 通学路の安全確保の推進

○現状と課題

児童生徒が安全に登下校できるように、毎年各学校において通学路を点検し、危険箇所については各学校から教育委員会に安全施設設置要望書が提出されます。これを受けて教育委員会から道路管理者及び警察等に報告を行い、必要な安全対策を行っています。

学校からの要望によっては、対策が困難であったりすぐに対応できない場合があります。

○重点的に実施する取組

- ・学校からの要望を受けて、優先順位の高いものから安全対策を行っていきます。また、警察の協力のもと、毎年各校で交通安全教室を行っており、学校における児童生徒の交通安全に関する

る意識付けを進めていきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
要望に対する安全施設設置率（着手含む）	80%	100%
交通安全教室の実施率（再掲）	91%	100%

施策6-2

学校教育環境の整備

取組6-2-①

安全・安心な教育環境の確保

○現状と課題

安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の耐震化については、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に従い、平成23年度（2011年度）に構造体の耐震化を完了し、非構造部材については、特に緊要性の高い屋内運動場の吊り天井等落下防止対策を平成27年度（2015年度）に完了しました。

学校施設は児童生徒の安全のみならず市民の災害時の避難所としての機能が期待されることから、安全・安心な教育環境の確保と防災機能強化の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に進める必要がありますが、施設の改修等には多額の費用を要することから、その財源確保が重要な課題となっています。

○重点的に実施する取組

- ・改築を中心とした対症療法型の事後保全的な整備から、予防保全的な長寿命化を図る整備へと切り替え、学校施設環境を適切に維持管理し、長寿命化による財政負担の縮減や平準化を図ります。

取組6-2-②

学校施設の充実

○現状と課題

地球温暖化の影響で夏場の気温が年々上昇する中、児童生徒等の熱中症予防や学習環境の向上及び学校の避難所としての機能強化のため空調機の設置を進めており、平成29年度（2017年度）には普通教室への設置を完了しました。今後は、未設置となっている特別教室等への設置や老朽化した機器の更新を進める必要があります。

一方、学校施設は老朽化が進み、特にトイレは使用環境も悪く、洋式化率は一般家庭の普及率と比べ非常に低いことから、児童生徒等が一刻も早く安心して快適に学校生活を送れるよう、早急なトイレ環境の整備が必要となっています。

また、児童生徒が使用する教室等の照明環境についても適切に維持管理する必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・児童生徒等の熱中症予防や学習環境の向上のため、老朽化した空調機の更新及び必要な教室等への設置を進めます。
- ・トイレの洋式化やバリアフリー化などのトイレ整備について年次計画を定め、国庫補助を活用するなど財源を確保しながら事業推進に積極的に取り組み、トイレ施設の充実を図ります。
- ・校舎及び体育館の照明器具について、老朽化した蛍光灯から LED 照明に更新することで、学習環境に適切な照度の確保と省エネ化を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値 (2022 年度)	目標値 (2028 年度)
トイレの洋式化率	【小学校】 73.1% 【中学校】 62.4%	【小学校】 85.9% 【中学校】 84.3%
校舎及び体育館の LED 照明普及率	【小学校】 校舎 3.9% 体育館 64.7% 【中学校】 校舎 33.3% 体育館 61.1%	【小学校】 校舎 58.8% 体育館 96.1% 【中学校】 校舎 72.2% 体育館 94.4%

取組6-2-③ 学校図書館の充実

○現状と課題

児童・生徒の読書活動を推進し、学校図書館を活用した学習活動の充実を図るため、公立学校現場に学校司書を配置し、教育環境の充実を図っています。

令和5年度全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙の回答結果によると、本市の読書時間が1日1時間以上の小学生の割合は、全国平均を上回りましたが、中学生の割合は、まだ全国平均を下回っております。

今後も子供たちの読書活動への意欲をより高めるとともに、図書館を活発に利用し、生涯読書の基礎を充実させていくことが課題となっております。

○重点的に実施する取組

- ・学校図書館を活用した多様な読書活動を推進します。学校図書館のもつ、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の強化を図ります。
- ・学校での学習活動をより発展させたり深めさせたりするために、効率的な学校司書の配置を進めます。
- ・学校図書館の蔵書数を増やし、学校図書館活用の充実を図ります。
- ・読み聞かせなどの読書活動推進に関する支援、読書や学習に関する図書資料のレファレンス及び資料提供、学校図書館の環境整備、図書ボランティアの育成に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
学校司書による読書や学習に関する図書資料のレファレンスや資料提供など授業支援校の割合	【小学校】 32% 【中学校】 41%	【小学校】 100% 【中学校】 100%

施策6-3

学校における働き方改革の推進

取組6-3-①

学校における働き方改革の推進

○現状と課題

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、学校が抱える課題は、学習指導のみならず、いじめ・不登校や暴力行為、特別な支援を必要とする子供への対応など、より複雑化・困難化しています。

このような状況の中、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的とした「学校における働き方改革」を確実に進めていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・ 出退勤システムを活用し、管理職及び教員自身が勤務時間を十分に認識した上で、本来の教職員の業務である子供と向き合う時間の確保を「できている」を100%にし、適正な働き方ができる体制の整備に取り組みます。
- ・ 「チーム学校」として、教員の負担を軽減するためのスタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の専門スタッフの配置を促進します。
- ・ 校務支援システムの積極的な活用や教育情報ネットワークを活用した情報の共有など、学校における校務の効率化の推進を図ります。
- ・ 部活動における休養日、練習時間の設定や部活動指導員の配置により、教職員の負担軽減や生徒の安全かつ効果的な活動を確保するための指導体制の充実に取り組みます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
「子供と向き合うこと」を中心とした組織づくりが「できている」の回答の割合	88%	100%

取組6-4-① 学校適正規模化の推進

○現状と課題

全国的な少子化傾向が続く中、本市においても少子化が進み、小学校や中学校において、児童生徒数が減少し、多くの学校において小規模化が進んでいます。一方、宅地開発等により児童生徒数が増加する学校も存在します。

少人数の学級では、授業時において、考え方に広がりを持たせにくく、多様な考えの中で思考を磨き合う場面が限られ、集団の中でのコミュニケーション能力の育成が困難になります。また、1学年1学級の学校では、クラス替えができず人間関係が固定化するなどのデメリットがあります。その反面、一人一人の実態に応じたきめ細かな個人指導が可能となり、学力向上や学習内容の定着を図りやすいことや異なる学年による学習活動や体験的な学習が行いやすいことなどのメリットがあります。本市では、小規模校を存続させる場合の教育の充実についても検討し、令和4年度（2022年度）からは、自然豊かな環境に恵まれ、小規模校ならではの良さを生かして特色ある教育活動を行う加太小・中学校に「小規模特認校制度」を導入しました。

一方、大規模校における学級では、一人一人の活躍の場が少なく、集団に埋没し、個性を發揮できない児童生徒が出てくる場合があります。また、同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちとなるデメリットがあります。その反面で、多数の集団の中で、認め合い、協力し合い、高め合うことで成長する機会の増加や運動会、文化祭等で行う種目や部活動での選択の幅が広がるなどのメリットがあります。

○重点的に実施する取組

- ・学校の規模及び配置の適正化を図るためには、教育環境を整備するに当たって、「学校の統廃合」、「通学区域の変更」、「特別認定制度」、「小中連携や小中一貫教育の導入」等の様々な方策が考えられます。和歌山市立学校適正規模化の方針に従い、市立小・中学校の児童生徒の学習環境の改善を図り、学校教育の目的や目標をよりよく実現するため、各学校の児童生徒数、施設の維持管理の状況等を調査・把握し、学校や保護者、地域等の関係者との協議を行うなど、学校が持つ地域コミュニティの核としての役割を十分に考慮に入れて、総合的な観点から、個々の学校にとって最もふさわしい適正規模化の方策を検討していきます。
- ・より学校の魅力を高めながら、小規模化に伴う課題に対応していくために、個々の学校における「小規模校のメリットを生かす方策」及び「小規模校のデメリットを解消・緩和する方策」を検討していきます。

基本方針Ⅳ 家庭や地域における教育力の向上

基本目標7	家庭や地域における教育力の向上
施策7-1	家庭における教育力の充実

取組7-1-① 家庭教育支援の充実

○現状と課題

核家族化や少子高齢化が進み、家庭での子育てや家庭教育について援助や手助けが得られないなどの事情により、子育てや家庭教育に不安を持つ家庭が増えています。子供たちが基本的な生活習慣、豊かな情操、他者への思いやりや善悪などの倫理観などを身に付け成長していく上で、家庭教育は重要な役割を担っています。

平成28年（2016年）12月に、和歌山市家庭教育支援条例が制定されました。条例では、市、保護者、学校、地域、事業者等の役割を明確にするとともに、それぞれが協力し家庭教育支援を推進していくことをうたっています。

各家庭の家庭教育の自主性を尊重し、子供たちが生き生きと育つよう、保護者の学びの機会や子供の発達段階に応じた子育てについての幅広い情報提供を行うとともに、家庭教育に問題や悩みを抱える状況にある家庭に対しても支援を行うなど学校、地域等と連携し、切れ目のない支援を行える体制づくりが課題となっています。

○重点的に実施する取組

- ・市全体での家庭教育支援体制を構築し、具体的な中期目標を定め、それを達成するための事業計画作りに取り組んでいきます。
- ・家庭教育支援庁内連絡会議を開催し、家庭教育に係る施策を共有して、全庁的に取り組んでいきます。
- ・子育て支援や子供に関わる活動をしている方、子育て中の保護者などを対象に講座を開催し、家庭教育の支援を行える人材（家庭教育支援サポーター）を養成していきます。また、家庭教育への支援に関する人材のネットワークの構築やその拡充に努めるとともに、家庭支援サポーターの活躍の場を創出します。
- ・関係各課と連携しながら、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家族のふれあいの場の提供など、親子参加型の学習機会や交流の場を提供するなど相談体制の充実を図ります。
- ・情報提供の充実として、家庭教育についての理解が進むよう親しみやすいパンフレット等を作成し親子が集まりやすい場所への掲示や配布を進めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
家庭教育支援サポーターの登録者数【人数】	41人	85人

子育てや家庭教育について、悩みや不安、孤立感を感じている割合	24.6%	20%
--------------------------------	-------	-----

取組7-1-② PTA育成の推進

○現状と課題

社会環境が大きく変わり、子供や家庭を取り巻く環境も目まぐるしく変容しています。子育てに不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、PTAを含めた地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

家庭教育の実践と充実を更に進めるために、保護者と学校・地域が相互に連携しつつ信頼関係を築きながら、それぞれが役割と責任を担い、一体となって取り組むことがますます重要となっています。

○重点的に実施する取組

- ・講演会やシンポジウムによる家庭教育、人権教育、食育や防災教育等に関する研修会、和歌山県や近畿、日本PTA研究大会への参加を促します。また、スポーツ大会や合唱祭、保護者・学校・地域が一体となった活動等の支援を進めていきます。

成果指標・目標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
PTA研修会や交流活動等の参加率	19.2%	55.0%

取組7-1-③ 放課後児童の健全育成

○現状と課題

放課後児童健全育成事業（若竹学級）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。

住宅地等の開発が進み児童数が増えている小学校区などでは、若竹学級のニーズも増加し、学級の増設が必要となっています。しかし、児童数が増えている学校では余裕教室が少なく、学級の増設が困難であるため、学校外の施設の活用等、若竹学級の柔軟な運営が求められています。

子供が健やかに育つことができる環境づくりを提供するため、放課後児童健全育成事業として若竹学級の充実が必要です。

○重点的に実施する取組

- ・児童数の動向を見て、待機児童の発生が予想される小学校においては、施設の整備や支援員等の確保を図り、児童の受入れに努めます。
- ・若竹学級の運営の質の向上のために、委託業者に対して、支援員等への研修を求め、学級運

営に関しても現場への巡回・指導を行います。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
4月1日における若竹学級入級申請者数に対する実入級者数の割合	94.8% (2023)	100%

施策7-2

地域における教育力の充実

取組7-2-①

土曜日における子供の居場所づくり

○現状と課題

各小学校区子どもセンターを当該小学校に置き、土曜日に学校を開放して、保護者、地域における様々な団体と連携し、スポーツ体験や文化体験などの豊かな体験活動と補充・発展学習の場を提供しているところですが、依然として、子供たちは様々な体験学習の機会が不足し、主体的に活動したり、自分を見つめ、思索するといった時間も少なくなっているというのが現状です。子供たちにとって、本当に有意義なものとなるためには、学校・家庭・地域が相互に連携、協働し、様々な体験活動を通して豊かな人間性を育むことができる学習機会を提供する体制を整えていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・運営委員等交流会を実施し、成果や課題について話し合い、運営スタッフ・ボランティアの発掘と活動内容や広報活動等の工夫について情報交換を行います。
- ・和歌山県主催の研修会や出前授業・体験活動等の情報を提供し、取組の充実を図ります。
- ・希望する子どもセンターには、学力向上プログラムとして土曜教室を開設し、年間20日程度、非常勤講師を配置して、補充学習を実施します。

取組7-2-②

地域との連携・協働体制の推進

○現状と課題

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化の中で子供を取り巻く環境が大きく変化し、学校が抱える課題は複雑化・困難化していくとともに、地域の教育力の低下やコミュニティ意識の希薄化が進んでいます。そのような状況の中で、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働するために、地域学校協働活動（共育コミュニティ）を中学校区に設置し、学校とボランティアをつなぐ地域共育コーディネーターが中心となり活動を行うことで、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えていく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・学校支援活動がより円滑に進めることができるよう、自治会やその他関係団体、地域住民等の連携協力体制の構築に努め、地域連携担当教員等の学校支援活動に関わる人々が相互理解

を深めながら、支援活動の工夫につながるよう情報提供・情報交換等の場として和歌山市共育コミュニティ推進本部会議や、地域共育協議会を開催します。また、共育ミニ集会の開催や和歌山県主催の研修会等への参加を促します。

- ・ボランティア募集や活動成果を周知する広報活動の工夫を行い、地域への普及啓発に取り組みます。さらに、登下校の見守りや図書館ボランティアなど、地域人材の得意分野を生かした子供たちを支えるボランティア活動の促進を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
地域共育コーディネーター人数	4人 (4地域)	18人 (18地域)

取組7-2-③ 青少年の健全育成

○現状と課題

青少年団体、関係機関により青少年育成市民会議を組織し、各種行事を開催することにより青少年の健全育成に努めています。

近年、子供たちのインターネットや薬物乱用等のトラブルが年々増加しています。そのような状況の中、犯罪加害・犯罪被害から子供を守るために、学校、家庭、地域への啓発活動に取り組んでいます。

少年センターでは、学校からの依頼を受け、子供の発達段階・今起こっている問題に合わせた「情報モラル」「薬物乱用防止」「いじめ防止」等の「非行防止教室」を実施しています。

また、保護者や地域の方向けの「情報モラル教室」も実施しています。

子供たちが安全かつ安心に生活が送れるよう、学校・地域・関係機関が連携をし、啓発活動に取り組んでいきます。

○重点的に実施する取組

- ・子供にとって有害な図書、DVD、タバコ等について関係機関と協力して浄化に努めるとともに、インターネット等からの有害情報の閲覧の防止、また、それらを使った犯罪被害から子供を守るために、学校・家庭・地域と連携して、情報提供や研修会を実施します。また、SNSの正しい利用方法についての啓発に努めます。
- ・青少年育成市民会議において、中学生対象の「少年メッセージ」や小中学生対象の「少年のつどい」を実施し、自分の意見を発表したり、お互いの意見交換を行う体験を通じ、小中学生の健全育成を図ります。
- ・青少年の健全育成に寄与する関係団体の活動を支援するとともに、学校・家庭・地域等の連携を強化し、青少年が健やかに育つ環境の充実を図ります。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
情報モラル・薬物乱用等の「非行防止教室」の啓発校数	【小学校】 28校 【中学校】 17校 【義務校】 1校	【小学校】 35校 【中学校】 17校 【義務校】 1校

基本方針Ⅴ 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの 振興と生涯学習の推進

基本目標 8	生涯学習の推進
施策 8-1	生涯学習の啓発と機会の提供

取組 8-1-① 生涯学習の啓発・推進

○現状と課題

余暇時間の増大、学習ニーズが多様化、高度化する中、「いつでも、どこでも、だれでも」様々な学習機会を持てることを目指して、生涯学習の推進に取り組んでいますが、本市の生涯学習支援サービスに対する市民の満足度は10%強と依然として低い状況です。

○重点的に実施する取組

・市民が参加したい、学習したいと思えるような取組を行うために、生涯学習に関わる調査及び研究を行い、支援できるよう取り組みます。また、多様な学びの機会を提供し、身に付けた知識や技能、資格、経験を社会に還元することを目的に市民大学を開催するとともに、様々な分野で知識や技能・経験を持ち、ボランティアの精神で指導や援助できる人材の情報を「和歌山市生涯学習人材バンク登録者名簿」として市民に提供するなど、魅力あるまちづくりに生かす生涯学習社会の形成をめざします。

成果指標・目標

指標名	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
生涯学習支援サービスに対する市民の満足度 (市政世論調査より)	10.5%	15.0%
生涯学習人材バンク登録者数	185名	215名

取組 8-1-② 公民館活動の充実

○現状と課題

本市では、生涯学習とコミュニティの場を三層の学習圏に構築して、体系的に提供していません。校区学習圏として、42地区公民館が地域性豊かな活動を、また、ブロック学習圏として各コミュニティセンターで自主事業を、全市学習圏として中央公民館で事業を展開しています。しかしながら、公民館活動等に積極的に参加しているのは高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況にあります。

少子高齢化社会や人間関係の希薄化・家庭教育力の低下など社会の変化に対応していくためには、地域の自治会をはじめとする様々な団体と事業情報の共有化を図るなど、より一層連携していくことが重要です。また、地域全体を巻き込んだ絆づくりを促進するために、若い世代

の参加を促す取組を充実させ、異世代間の交流を活発化させていくことが必要となっています。

○重点的に実施する取組

- ・学びを通して地域全体を巻き込んだ絆づくりを実現するために、高齢世代だけでなく若い世代の関心を惹きつけるような学びの機会を提供します。
- ・市民が学んだ成果を地域の人々のために還元し、地域の文化を継承し、まちづくりにつなげていくために、人と人、人と地域をつなぐことのできる人材育成の推進を図り、地域全体の教育力を向上させることをめざします。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
地区公民館講座受講者数	61,664人	110,000人
成人式祝賀事業参加率	49.5%	60.0%

施策8-2

生涯学習の場の整備・充実

取組8-2-①

生涯学習施設の整備・充実

○現状と課題

平成6年（1994年）3月31日に策定された「和歌山市生涯学習基本構想」により、生涯学習とコミュニティの場を体系的に提供する基盤整備に努めてきました。生涯学習や地域活動振興の拠点となる施設として、10ブロックに分けた市内にコミュニティセンター10館構想を掲げ、現在7館を設置してきました。未設置のブロックには、今後も地域の実情を踏まえながら、各方面と協議し整備していく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・第8ブロックに8館目となる施設の建設に取り組み、供用開始を目指します。また、未設置のブロックには、生涯学習環境の整備について、関係部局と連携を図りながら、設置に向けた課題の整理、解決等に向けて検討していきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
コミュニティセンター利用者数	442,934人	600,000人
コミュニティセンター設置数	7館	8館

取組8-2-② 市民図書館の整備・充実

○現状と課題

市民図書館では、子供に向けたおはなし会や映画会等様々な行事を開催し、来館のきっかけ作りを行っています。また、館内フリーWi-Fiを活用した学習室の利用や、ヤングアダルト向けの図書コーナーを充実するなど、10代の利用者の増加につなげています。

市民一人当たりの貸出冊数は市民図書館移転前までは、ほぼ横ばいでしたが、令和2年度（2020年度）の市民図書館グランドオープンにより、市民一人当たり4.6冊となり約0.6冊上昇しました。

一方、令和4年度（令和5年（2023年）3月末時点）の市民図書館（本館・移動図書館・西分館）の蔵書冊数は、580,572冊で、中核市の図書館の平均蔵書数988,363冊（令和4年度（2022年度）集計）と比較しても少ない現状があります。

市民図書館やコミュニティセンター図書室の利用が更に便利になるよう、デジタル化を進め、図書館の存在価値・魅力を市民に発進していくことが求められています。

○重点的に実施する取組

- ・図書館利用者の定着と増加を目指し、市民のニーズを反映した蔵書構成と蔵書冊数の充実に努めます。
- ・子育て世代のためのイベント、学生の学習スペース、研究者の調査や研究、市民の交流やくつろぎ、高齢者世代の趣味や生涯学習の情報提供など、多様な目的に活用でき、幅広い市民が利用しやすくなる図書館サービスの実現をめざします。
- ・図書館アプリやICカードを図書館利用券として使用できる機能を図書館システムに追加するなど、図書館を利用しやすい環境に整備し、図書館のスマート化をめざします。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
蔵書数	580,572冊	660,000冊
行事参加人数	12,616人	13,000人
市民一人当たりの貸出資料数（コミュニティセンター図書室を含む）	4.6冊	6.0冊

基本目標9	芸術・文化の振興
施策9-1	芸術・文化活動の推進

取組9-1-① 芸術・文化活動の推進

○現状と課題

市民文化の向上に資することを目的に、和歌山市美術展覧会や和歌山音楽大行進、市民文化まつり等の各事業を主催し、市民が芸術・文化活動に触れ参加する機会を提供するほか、偉人先人の顕彰や文化表彰をはじめとする各事業を通じて、市民の郷土への愛着心を育み地域文化の振興に努めています。また、本市で芸術・文化活動を行う個人又は団体に対し、後援や広報協力等の活動支援を行っています。

市民の芸術・文化に対する機運が高まっており、本市において、芸術・文化資源を活用して地域文化の振興や活性化につなげる必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・本市の芸術・文化の振興を図る今後の展望を示し、美術や音楽、舞台芸術、古典芸能等の様々な芸術・文化活動の内容と行政に対するニーズの把握に努め、行政と市民の連携を深めることで、広く芸術・文化に触れる機会の創出や芸術・文化の担い手の育成につなげ、地域の魅力向上をめざします。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
日頃から芸術・文化活動を行い、又は鑑賞する機会を持っている市民の割合	51.5% (2023)	51.5%以上

施策9-2	芸術・文化活動環境の整備・充実
-------	-----------------

取組9-2-① 新たな文化施設からの芸術・文化の発信

○現状と課題

令和3年（2021年）10月に新市民会館として和歌山城ホール、令和4年（2022年）6月に有吉佐和子記念館を開館し、市民が多様な芸術・文化に親しみ、また創造・発信していく施設として整備しました。現在、和歌山城ホールでは、各種コンサートの開催や市民の芸術作品の展示など、また有吉佐和子記念館では企画展示や各種イベント、文化教室など、より多くの方々に来館していただけるよう取り組んでいるところです。

○重点的に実施する取組

- ・市民が多様な芸術・文化に親しみ、また創造・発信していく施設として和歌山城ホール及び有吉佐和子記念館を活用し、さらに多くの市民の活動発表や質の高い芸術・文化に親しむ機会の充実に努めます。

基本目標 10	文化財の保護・活用
施策 10-1	文化財の保護

取組 10-1-① 文化遺産の適切な保護及び継承

○現状と課題

紀の川河口に位置する本市は、御三家の一つである紀州徳川家のお膝元にあたり、有力な寺社が多数所在し、国指定・県指定・市指定・国登録の文化財も多く存在しています。それらの社寺や個人所有の指定文化財の保存修理事業や文化財保護団体への補助金交付などにより、文化財保護活動を支援しています。近年、様々な文化財の所有者や後継者が高齢化しつつあり、文化財の維持が困難になりつつあることが課題となっています。

また、埋蔵文化財包蔵地（古墳や集落跡などの遺跡）の多い地域で、その数は400か所以上にも及びます。貴重な文化遺産である埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内の土木工事に対処して、発掘調査（本発掘調査・確認調査・立会調査）を実施し、保護資料を作成しています。市街地の再開発や宅地開発などに伴い各種の発掘調査が必要となる事案が増加しており、対応する体制作りが課題となっています。

○重点的に実施する取組

- ・建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、遺跡など各種の文化財の調査、研究を行い、貴重な文化財を継承するための指定や保護に取り組みます。
- ・保存修理が必要な指定文化財や文化財保護団体について、補助金により文化財保護を支援していくように努めます。
- ・文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査等、適正に対処し、埋蔵文化財の保護に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
指定・登録文化財総件数	300件	315件

施策10-2 文化財の活用

取組10-2-① 文化遺産の有効な活用

○現状と課題

国指定文化財の旧中筋家住宅や市指定文化財の湊御殿の維持管理と公開を行うとともに、様々な活用事業（寄席・箏演奏会・茶会等）を実施し、入場者増加に努めています。車駕之古址古墳公園においては小学校の社会科授業で現地学習を毎年実施しているほか、市内の史跡や遺跡のパンフレットを作成し、学校教育での活用のため、近隣の小・中学校への配布を行っています。また、郷土の歴史に関する資料を調査・収集・保管・研究・展示する博物館では、展観事業、講座、体験学習などを実施し、和歌山の歴史の情報発信に努めています。とくに冬季企画展では、小学校の社会科の授業に対応した「教育プログラム」を用意し、市内外の多くの小学校が参加しています。

課題としては、これまで集客への取組が不足していたこともあり、博物館をはじめとする文化財施設への入場者数が少ない傾向にあることが挙げられます。

○重点的に実施する取組

- ・博物館や旧中筋家住宅等において、地域の文化財をはじめとする歴史や文化に触れる機会の充実を図るとともに、博物館においては施設等のリニューアルも視野に入れながら、集客を意識した様々な事業を積極的に展開することにより、本市の魅力発信に努め、郷土愛の醸成や来訪者の増加につなげます。
- ・市内所在の指定文化財・遺跡・古写真・古地図・市刊行物などの情報を盛り込んだ「和歌山市文化財ホームページ」を公開しており、今後も様々な手法により、多くの人に本市の文化財について関心をもってもらうように情報発信に取り組めます。

基本目標11 スポーツの振興

施策11-1 生涯スポーツの振興

取組11-1-① スポーツ大会・教室の充実

○現状と課題

地域ふれあいスポーツ振興事業として、市内2地区でスポーツ教室やスポーツ大会等を開催し、地域間、住民間の交流や親睦を深めつつ、スポーツの振興を図っています。

また、和歌山市体育協会やスポーツ少年団などの様々な競技団体と連携を図り、市民がスポーツに接する機会を提供することでスポーツへの関心やスポーツ人口の増加につなげています。

本市では、現在、15種目の生涯スポーツ交流大会などを実施していますが、更にスポーツの振興を図るためにも、新たな競技種目の導入を検討していく必要があります。

今後も体力づくりや健康維持、スポーツを通じた人との交流など、スポーツに関心のある方が障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる機会の拡大に努め、生涯スポーツの推進に取り組んでいく必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・地域ふれあいスポーツ振興事業については、市内2地区において、スポーツ教室、スポーツ大会などを実施しており、引き続き、スポーツを通じて地域間、住民間の親睦や交流を深めていきます。
- ・市民が気軽に参加できる生涯スポーツ交流大会の開催種目について、現在の15種目から、他の種目も開催が可能であるかどうか、競技団体と協議しながら、実施に向けて検討します。
- ・和歌山市障害者卓球大会には、多くの学生ボランティアが参加しており、引き続き、障害のある方が参加できるスポーツ事業の実施やスポーツ活動を支える人材の育成を図ります。
- ・市内のスポーツ環境の整備やスポーツイベントの実施、運動・スポーツの活動機会の周知等に努め、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
生涯スポーツ交流大会参加者数	14種目 1,560人	17種目 2,200人

取組11-1-② 学校体育施設開放の推進

○現状と課題

スポーツの振興とスポーツ人口の増加を図るため、夜間照明施設が設置された中学校のグラウンドについては、1年間を通して、野球、ソフトボール、サッカーなどの使用目的のある市民に貸し出すことで、スポーツに接する機会を提供しています。

しかしながら、各施設とも、設置から45年を経過していることから、照明器具の故障や配線等電気系統の不具合、支柱の剥離など、老朽化が著しく進行している状況にあります。

また、小・中学校の体育館を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放していますが、学校によっては新規団体が加入してもすぐに利用できないという状況になっています。

○重点的に実施する取組

- ・市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむために、学校体育施設を有効に利用し、健康の増進に役立てていただけるよう適切な管理運用に努めます。
- ・老朽化施設の改修に伴う年次計画を策定し、計画的な更新に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
学校体育施設（体育館）の利用団体数	552団体	570団体

施策 11-2 地域スポーツ資源を生かしたスポーツの振興

取組 11-2-① 和歌山ジャズマラソンの充実

○現状と課題

日本初のミュージックマラソンであり、本市の最大のスポーツイベントである「和歌山ジャズマラソン」は、市民のスポーツ意識向上、親子のふれあいなどの大切さを実感できるイベントとしてスタートし、多くの参加者が全国各地から集まる大会となっています。

和歌山ジャズマラソンを継続して開催することで、市民がスポーツに触れる機会、スポーツイベントを間近で応援する機会、また、スポーツイベントにボランティアとして参加し、大会を支える機会を提供するとともに、市外からの参加者が本市に宿泊し、観光スポットや文化施設に立ち寄っていただくための対策や仕掛けづくりを行い、参加が促進されるような大会のあり方について、検討する必要があります。和歌山ジャズマラソン参加者が本市に宿泊し、観光スポットや文化施設に立ち寄っていただくための対策や仕掛けづくりを行い、市内のみならず、市外からの参加が促進されるような大会のあり方について、検討する必要があります。

○重点的に実施する取組

- ・和歌山ジャズマラソンの魅力を高め、多くの参加者が満足し、リピーターが増えるよう課題等を抽出し、関係機関等と協議、調整をしながら更なる充実に取り組みます。
- ・参加者が市内へ宿泊、滞留をして、本市の観光スポットや文化施設に立ち寄っていただけるよう、創意工夫に努めます。

成果指標・目標

指標名	現状値（2022年度）	目標値（2028年度）
和歌山ジャズマラソンの総エントリー数	6,076人	12,000人

取組 11-2-② マリンスポーツの推進

○現状と課題

令和7年（2025年）から令和16年（2034年）まで、和歌山マリーナシティにおいて全国高等学校総合体育大会ヨット競技が更に10年間継続して開催されることが決定し、毎年多くの選手が全国各地から参加しています。また、磯の浦海水浴場では、多くの方がサーフィンを楽しんでいます。

○重点的に実施する取組

- ・和歌山マリーナシティが「ヨット競技における甲子園」として憧れの対象となることが予想されます。本市としては、一年を通してマリンスポーツを楽しむことのできる温暖な気候を生かし、マリンスポーツの拠点として、マリンスポーツ人口の増加を図るとともに、県外からの競技者の誘致を進めます。
- ・磯の浦海水浴場をサーフィンスポットとして、より多くのサーファーの方に来ていただけるようPRに努めます。



第3次和歌山市教育振興基本計画

令和6年3月

発行：和歌山市

担当：和歌山市教育委員会 教育学習部 教育政策課

住所：〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

電話：073-435-1135

FAX：073-435-1287